

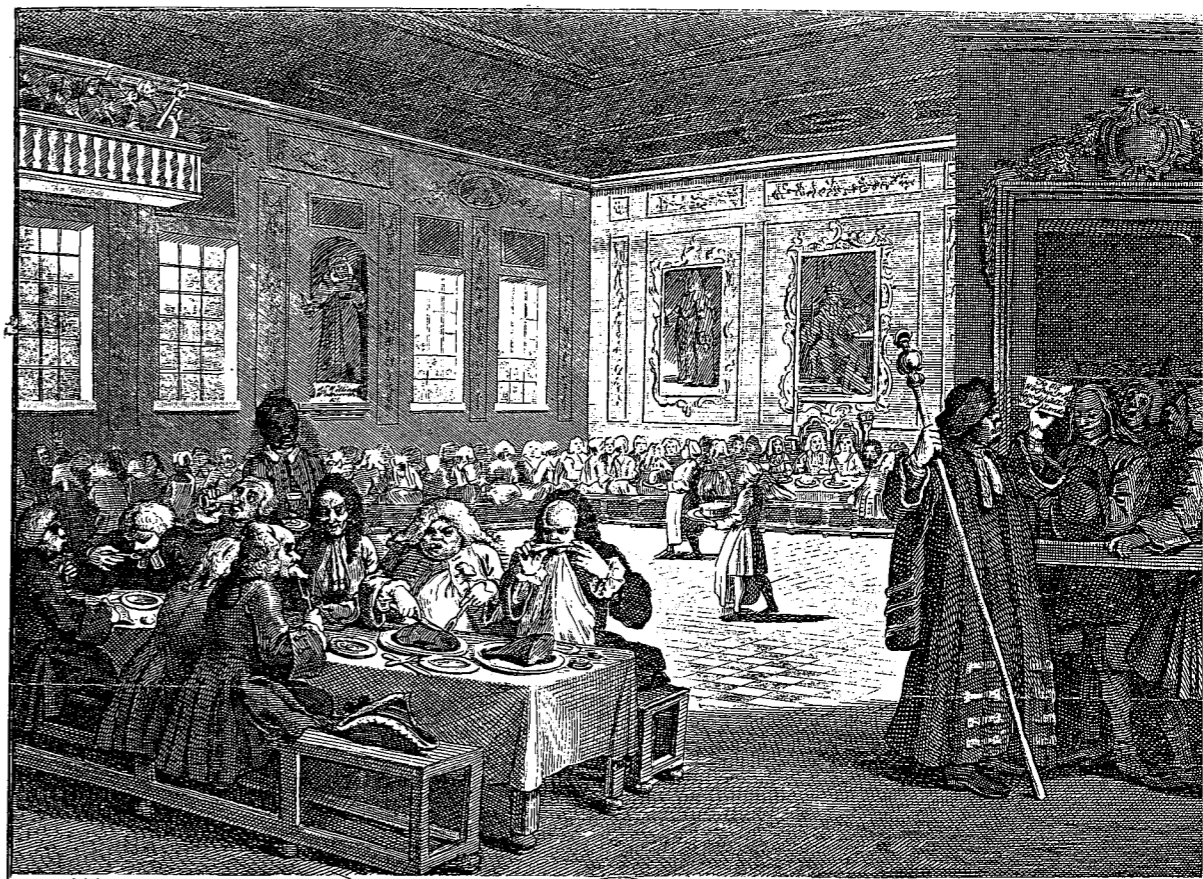
日本西洋史学会第43回大会

部会別自由論題報告要旨

シンポジウム報告要旨

1993年5月15・16日

愛媛大学



ホーガス『勤勉と怠惰』第8図
第2プレート(1747年)

歴史の本質をきわめ、
歴史学の正道を顕示する林史学の集大成！

林健太郎著作集

全4巻

第1巻 歴史学と歴史理論

歴史学あるいは歴史の理論、歴史観に関して書いたものを収録。 432頁
史学概論／戦後歴史学の諸問題／現代歴史学の課題／文化・文明・社会
／近代歴史学の父レオポルト・フォン・ランケ／ランケ「自伝」(翻訳)

第2巻 ドイツ史論文集

著者の学術論文のほとんどすべてを収録。
プロイセン改革とフランス革命／プロイセン農民解放の性格／ゲーッヘ
ルシャフト考／一八四八・四九年革命と社会主義／ドイツ帝国の成立と
ビスマルク時代／ビスマルクとドイツ統一思想／ビスマルクとラッサー
ルの会談について／ビスマルクの失脚をめぐる諸問題／第二次モロッコ
事件におけるドイツの政策 448頁

第3巻 ドイツの歴史と文化

ドイツの歴史と文化／ブランデンブルク、プロイセンの歴史／ドイツの
統一と戦争／ドイツ市民精神／人間と思想／歴史的断章／第一次世界大
戦とドイツの歴史家たち／フリードリヒ・マイネッケの生涯と思想 432頁

第4巻

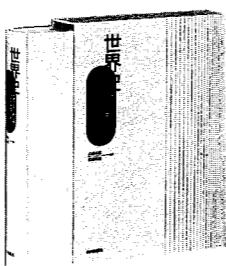
第一次世界大戦後の ドイツと世界

定価 各六五〇〇円
A5判／上製箱入
▽内容見本送呈
ワイマル共和国／両大戦間の世界 448頁

歴史の広がりや深さを知り 激動の
世紀末に立つて 二十一世紀を見通す

世界史大年表

石橋秀雄 松浦高嶺 他 編



定価 一八、〇〇〇円
B5判／上製箱入／八〇〇頁
内容見本送呈

人類の始まりからソ連の消滅まで、壮大な世界史を
多元的・多面的にとらえた本格的大年表！

「確かめる」「発見できる」「読める」画期的な大年表
多数の専門家の協力を得、世界の諸地域の事項を内外の権威ある文
献で検討・採録し詳述。同時代の世界の全体像が見渡せる。

過ぎ去ろうとしない近代

ヨーロッパ再考 遅塚忠躬 近藤和彦 編 二五〇〇円

歴史研究の最前線からのメッセージ！
われわれが疑うことなく信じてきた近代的価値——国民国家や技術
的進歩(工業化)、あるいはユートピアとしての社会主義——が崩壊
しつつある今日、ヨーロッパ近代の意味を問いなおす。 四六判

〒101 東京都千代田区
内神田1-13-13

山川出版社

定価は税込みです。
電話 03(3293)8131

5月16日(日)

〈部会別自由論題報告〉

第1報告 9:30~10:15

第2報告 10:15~11:00

第3報告 11:00~11:45

第4報告 11:45~12:30

第5報告 13:30~14:15

第6報告 14:15~15:00

第7報告 15:00~15:45

第8報告 15:45~16:30

第9報告 16:30~17:15

各報告とも発表30分、討論15分

古代史部会(9:30~16:30) 教養部講義室35

午前の部(9:30~12:30)

- 1 吹田 浩(関西大学) 古代エジプトの神観念
——「神々と神」をめぐる問題——
司会 屋形禎亮(信州大学)
- 2 高橋秀樹(新潟大学) ポリス発生のための二、三の要件
——周辺領域の諸説からの展望——
司会 向山 宏(広島大学)
- 3 宮地啓介(美作女子大学) 軍事義務としてのトリエラルキア
司会 森谷公俊(帝京大学)
- 4 長谷川岳男(駒沢大学) アカイア連邦の政策決定について
——人的結合を中心にして——
司会 伊藤貞夫(東京大学)

午後の部(13:30~16:30)

- 5 安井 萌(東北大学) 共和制末期ローマにおける政務官選挙の基本的メカニ
ズム
司会 長谷川博隆(中部大学)

6 島 創平

新約聖書における「家庭訓(Haustafel)」

(東洋英和女学院短期大学)

司会 土岐正策(名古屋外国語大学)

7 本村凌二(東京大学)

ローマ世界における嬰兒遺棄と奴隷制

——ひとつの総括——

司会 馬場典明(九州大学)

8 松本宣郎(東北大学)

初期キリスト教における司教と一般教徒

——アタナシオスとアリオスの場合——

司会 新田一郎(金沢大学)

中世史部会(9:30~16:30) 教養部講義室11

午前の部(9:30~12:30)

- 1 赤阪俊一(親和女子大学) 中世における神判
——研究史の整理と問題点の指摘——
司会 鈴木利章(神戸大学)
- 2 城戸照子(大分大学) 中世初期イタリア北部の農村構造
——9世紀末サンタ・ジュリア・ディ・ブレンシア修道
院所領明細帳を中心に——
司会 佐藤彰一(名古屋大学)
- 3 原 征明(東北学院大学) ヴァイキングとイングランド
——その定住形態、商業・手工業活動などをめぐって——
司会 青山吉信(城西国際大学)
- 4 山本 健(千葉敬愛短期大学) 都市形成期(11~14世紀)における北西ドイツ農村社
会と単身者(einlope)
司会 比嘉清松(松山大学)

午後の部(13:30~16:30)

- 5 平田耀子(高千穂商科大学) ソールズベリのジョンとトマス・ベケットの交友関係
——ソールズベリのジョンの書簡集を中心として——
司会 城戸 毅(東京大学)

- 6 尾崎秀夫 (京都大学) 教皇インノケンティウス4世による皇帝フリードリヒ2世の廃位権
司会 梅津尚志 (清泉女子大学)
- 7 鈴木広和 (東京大学) 中世ハンガリーにおける文書発行と社会
司会 細川 滋 (香川大学)
- 8 江川由布子 (国際基督教大学) シュトラスブルクにおける1332-34年の市制変革について
司会 瀬原義生 (京都橘女子大学)

近世史部会 (9:30~17:15) 教養部講義室21

午前の部 (9:30~12:30)

- 1 田中圭子 (筑波大学) マクシミリアン一世の凱旋門
——政治と版画芸術——
司会 西澤龍生 (筑波大学)
- 2 佐久間弘展 (早稲田大学) 16世紀ドイツ手工業者の家族経営
司会 服部良久 (京都大学)
- 3 和栗珠里 (桃山学院大学) アルヴィーゼ・コルナーロの農本主義とヴェネツィア人の土地所有
司会 斎藤寛海 (信州大学)
- 4 乳原 孝 (関西学院大学) 1570年代のブライドウェル・ホスピタル
——法廷記録に基づいて——
司会 佐藤清隆 (相模女子大学)

午後の部 (13:30~17:15)

- 5 富田理恵 (早稲田大学) スコットランド宗教改革の社会倫理
司会 森田安一 (日本女子大学)
- 6 井内太郎 (広島大学) テューダー絶対王政期の儀礼と象徴
——Privy Chamberの成立とその機能を中心として——
司会 清水祐司 (慶応大学)
- 7 堀越宏一 (川村学園女子大学) 前近代フランス・ロレーヌ地方における製鉄業の展開
司会 遅塚忠躬 (お茶の水女子大学)

- 8 伊藤滋夫 (東京大学) 近世ノルマンディにおける直接税と地方三部会
司会 二宮宏之 (東京外国語大学)
- 9 川井繁巳 (成城大学) C. ベッカリアの思想的背景
司会 成瀬 治 (成城大学)

近代史部会1 (9:30~12:30)

教養部講義室24

- 1 真鍋周三 (同志社大学) マテオ・ガルシア・プマカウアの軌跡
——植民地時代末期ペルー社会の考察——
司会 青木芳夫 (奈良大学)
- 2 佐藤真紀 (成城大学) フランス革命期における赤い司祭
——ブルゴーニュのJ. F. カリオンの場合——
司会 瓜生洋一 (大東文化大学)
- 3 柳原智子 (広島大学) フランス革命とユニヴェルサリテ
——アベ・グレゴワールのディスクール分析をとおして——
司会 松浦義弘 (二松学舎大学)
- 4 篠儀直子 (名古屋大学) ニューヨーク市映画小屋強制閉鎖事件 (1908年) をめぐって
司会 常松 洋 (大阪産業大学)

近代史部会2 (9:30~12:30)

法文学部講義棟201

- 1 松園 伸 (国土館大学) イギリス近代初期における貴族と貴族院
司会 近藤申一 (早稲田大学)
- 2 浅田 實 (創価大学) ウィリアム・ボルツと東インド会社
司会 川北 稔 (大阪大学)
- 3 君塚直隆 (上智大学) ランズダウン侯とアバンディーン内閣
——19世紀イギリス政党政治の一側面——
司会 村岡健次 (甲南大学)
- 4 井野瀬久美恵 (甲南大学) 「家庭の天使」か「帝国の使者」か?
——世紀転換期のイギリス女性移民——
司会 木畑洋一 (東京大学)

- 近代史部会 3 (9:30~12:30) 法文学部講義棟101
- 1 柳川平太郎 (高知大学) 18世紀後半におけるベルリンの経済的發展
司会 阪口修平 (中央大学)
 - 2 野村耕一 (三重大学) プロフェッションとしてのドイツ官僚制
——その成立と展開——
司会 末川 清 (立命館大学)
 - 3 今井晋哉 (帯広畜産大学) 労働者教育協会の結成と組織・教育活動 (ハンブルク
1844~1848)
司会 藤田幸一郎 (一橋大学)
 - 4 秋山千恵 (明治大学) 第1次世界大戦前ドイツの自由主義左派と職員層
司会 松本 彰 (新潟大学)

- 現代史部会 (9:30~12:30) 法文学部講義棟大講義室
- 1 安井教浩 (明治大学) 戦間期ポーランドの少数民族問題 (1919-1926)
司会 井内敏夫 (早稲田大学)
 - 2 上原良子 (一橋大学) 第2次大戦後のフランスとルール問題
——マーシャル・プランからシューマンプランへ——
司会 平瀬徹也 (東京女子大学)
 - 3 星乃治彦 (熊本女子大学) 東ドイツの1953年6月17日事件
司会 斎藤 哲 (明治大学)
 - 4 中川正紀 (一橋大学) メキシコ系アメリカ人の労働運動と宗教
——1965年の「ディレーノ・ストライキ」を事例として——
司会 野村達朗 (愛知県立大学)

シンポジウム「帝国意識」

(13:30~17:00) 法文学部講義棟大講義室

(報告者)

- | | |
|--------------|--------------------|
| 木畑洋一 (東京大学) | イギリス帝国主義と帝国意識 |
| 油井大三郎 (一橋大学) | 米国の帝国意識とアジア系移民 |
| 杉本淑彦 (静岡大学) | フランスにおける帝国意識の形成と変遷 |

- | | |
|----------------|--|
| 杉原 達 (大阪大学) | ドイツにおける帝国意識
——ショービニズムとの関連で——
(コメンテーター) |
| 西川正雄 (東京大学) | |
| 秋田 茂 (大阪外国語大学) | |
| 原 聖 (女子美術大学) | |
| | (司会) |
| 北川勝彦 (四国学院大学) | |
| 平田雅博 (愛媛大学) | |

古代史部会

報告者

- 1 吹田 浩 (関西大学)
- 2 高橋 秀樹 (新潟大学)
- 3 宮地 啓介 (美作女子大学)
- 4 長谷川岳男 (駒沢大学)
- 5 安井 萌 (東北大学)
- 6 島 創平 (東洋英和女学院短期大学)
- 7 本村 凌二 (東京大学)
- 8 松本 宣郎 (東北大学)

1 古代エジプトの神観念

——「神々と神」をめぐる問題——

吹田 浩

古代エジプト史研究では、資料上の制約から宗教史研究が第一義的な意味を持つであろう。今回の発表では、我が国に欠けるこの分野の研究において、欧米の学界がいかなる問題を取り上げ、それに対してどのような説明を出しているのかを概観することにする。それによって、我が国の研究に何らかの方向を与えることが出来れば幸いである。

エジプト宗教は多神教であった、では我々は満足できない。多神教のありかたは多様である。エジプト宗教の特色は、神格の曖昧さにあり、これが今日まで最大の問題になっている。神々をあまりに安易に、かつしばしば融合させるが、実はそこにはそれぞれの神格の独立が保たれているのである。同一視（A神=B神）でもなく、融解（A神+B神→C神）でもなく、共存（[A神+B神]）という不思議な形を取るのである。ここにエジプト学成立以来のエジプト宗教一神教論の背景があり、今日もなお、多と一をめぐる問題として大きく論議されているのである。

続いて、これに対する欧米学界が提示している代表的であり、かつ対照的な二つの説を紹介する。今日のエジプト宗教史研究の頂点に位置するのは、ホルヌクの説である。彼の説を、宗教現象学、主情論、画像資料の重視、存在論としてとらえてみたい。対して、新説アスマンの説を、解釈学、主知論、「神との距離」（Gottesnähe）と特色づけて、対比してみたい。アスマンの説には、欧米学界でも定まった評価はまだ出されていないように思われるが、論議を呼んでいることは疑いを得ない。今後は、ホルヌクとアスマンの対照的なアプローチを視野におさめずしては、エジプト宗教史研究の進展は考えにくいのである。

最後に、我が国のエジプト学は、西洋史学の辺境の学であってはならず、自立し、かつ総合的な学として確立されなければならない点も指摘しておきたい。

2 ポリス発生のための二、三の要件 ——周辺領域の諸説からの展望——

高橋 秀 樹

従来、古代ギリシアにおけるポリス発生へと至るメカニズムの解明については、土地制度のダイナミズムを決定的な要因とし、それ以外の要素を土地制度のダイナミズムを補足・強化する、いわば下位の要因として取り扱いつつ、説明していく説が、大きな影響を及ぼしていたと思われる。そして、このような論理的枠組の設定は、いわゆるミケーネの諸王国時代の文書の研究が進展し、ギリシアとして認識される地域と、いわゆる「オリエント」として認識される地域との決定的な差異が、それぞれの土地制度に存する、ということが指摘されているからこそ正当かつ説得的なものとなっていたのであった。即ち、ギリシアにおいては私的所有の貫徹度が高く、それに比して、「オリエント」においては、共同体的土地所有の性格が強くと残されると共に、「オリエント」的デスポティズムの発達が私的所有の発達を阻害した、との指摘である。

しかしながら、いわゆる「オリエント」として把握される地域に関して積み重ねられてきた諸研究の成果は、必ずしも上述のような「オリエント」の見方を支持するものではないように見受けられる。そして、そのような研究の進展に対応して、ギリシアにおける歴史的ダイナミズムの中で私的所有の貫徹度の高さが有する重要性・規定性は、あくまでも相対的な意味では、従来よりは、やや低く見積もられねばならなくなっているのではなかろうか（勿論、その重要性・規定性を否定するつもりは全く無い）。

このような視座から、ポリス形成に大きな影響を与えた要素として古くから指摘されてきた様々な事柄の中の一つに関して、その意味の再確認を試みたい。

3 軍事義務としてのトリエラルキア

宮地 啓介

前5世紀及び前4世紀のアテナイにおいて、軍船の船長であるトリエラルコス職は富裕市民に課される対国家奉仕職の一つであった。このトリエラルキア制はアテナイ海軍の制度的基盤となっており、トリエラルコスに任命された一市民が、軍船の指揮をとると同時に、船の機装や乗組員の世話等のあらゆる雑務を引き受けたのである。本報告では、このような海軍運用の要に位置していたトリエラルコス職の指揮官としての側面を取り上げる。

従来、トリエラルキアに関しては、A・ベックの基礎的研究以来、制度面からその財政負担の問題を中心に扱われてきた。これは一つには、トリエラルキアが対国家奉仕職の内でも最も多くの出費を要したため、前5世紀末以降、その負担の重さが制度運用上様々な問題を生じさせることになったからであり、またそれに伴って、現存情報の大半を占める前4世紀の史料でも財政負担に関わる問題が主要事項である場合が多いという事情にもよっていると思われる。しかしながら、その財政負担は元々トリエラルコスの指揮権に伴って生じたものであり、トリエラルコスに任命された一市民が軍船の指揮官職を勤めることが、前4世紀後半に至るまでアテナイ海軍の基本的運用形態であり続けたこともまた事実である。

そこで本報告では、対国家奉仕義務の一つとしてのトリエラルキアよりもトリエラルコス本来の軍事的機能に注目し、戦場（ないしは船上）における行動を追跡してみたい。トリエラルコスは指揮官としていかなる役割を果たし、乗組員とはどのような関係にあったのだろうか。具体的には、「船長」として自明視されがちなトリエラルコスの「指揮」内容を明確にし、将軍職と乗組員との関係から両者の中間に位置したトリエラルコス職特有の立場・性格を描き出すことを試みる。これらの作業を通じて、市民がトリエラルコス職を勤めることの意味を考えてみたい。

4 アカイア連邦の政策決定について ——人的結合を中心として——

長谷川 岳 男

古典期までのギリシアにおける政治単位であった自主独立のポリスは、ヘレニズム期には多少の自主性は残しながらも連合して連邦を形成するようになったと一般的には考えられている。とりわけアイトリア連邦とアカイア連邦は活発な活動を行い、前3、2世紀のギリシア世界を代表するまでに勢力を増大させた。今世紀前半のドイツ人歴史家ベロホはこの諸連邦を「政治分野における最も完成された創造であり、ギリシア人と古代にとって非常に成功したもの」と評価している。しかし残念ながら、この時代全般にあてはまるように史料が決定的に不足しており、掘り下げた考察を殆ど行なえないのが実情である。ただ、例外的にアカイア連邦については、歴史家ポリュビオスがこの連邦の市民であり、実際に政治に参加した経験を有するため、多くの出来事が伝えられている。それゆえ従来、アカイア連邦に関する研究は多数に及び、とりわけ政治制度の分野に集中している。特にポリュビオスの著書の分析から、議会に参加できる市民はいかなる範囲に及ぶのかという問題には活発な論議が展開され、その成果に依拠してアカイア連邦の政策決定がどの階層の意向を反映しているのかを評価する試みがなされている。しかし従来の研究において見逃されていると思われる視点は、連邦に参加した諸ポリスの意向がどの程度、政治に反映されているかということである。政治的には自主独立に最も固執したポリスにより構成されている連邦制度（とりわけアカイア連邦には古来の伝統を有するポリスが多数参加していた）において、各ポリス間の利害対立が連邦の政策決定に如何に関わったのであろうか。そこで本発表では、アカイア連邦の政策決定に際して、指導的政治家の出身ポリス、政策を推進している政治家たちのつながり、また政策に関係あるポリスの動向などの分析を通して、諸ポリスを連邦に参加させた要因を考察してみたい。

5 共和政末期ローマにおける政務官選挙の 基本的メカニズム

安井 萌

ローマ共和政末期の政治史を研究する上で、政務官選挙が主要な考察の対象の一つをなしていることはいうまでもない。ことに選挙の実態がいったいどのようなものであったかについては、昨今活発に論議のなされるところとなっている。すなわち、一方で人的関係（クリエンテラ、パトロネージ）を通じての投票者の動員ということを重視する旧来の見方に対し疑念が呈せられ（P・A・ブランド等）、また他方で上級政務官選挙において実際に投票者として影響力を及ぼしたのは地方の富裕な農民層ではなく都市の民衆であったとする、従来に通念を否定するような見解が提起されているのである（A・ヤコブソン）。かかる研究状況にかんがみつつ、本報告では、関連史料を改めて検討してみる作業を通じ、政務官選挙のあり様について報告者なりの図像を描き出していきたいと思う。

具体的に分析の対象となる「関係史料」とは、キケロの二つの弁論 Pro Murena と Pro Plancio およびQ・キケロ Commentariolum petitionis の三編である。これらはいずれも共和政末期の選挙を論ずる際に最も有用な、それゆえこれまで頻繁に利用されてきた・ある意味で「使い古された」史料である。だが基本史料を入念に読み直してみるのは、この場合十分意味のあることと考え、検討を試みる次第である。

6 新約聖書における『家庭訓(Haustafel)』について

島 創 平

古代地中海世界におけるキリスト教と異教世界との関係に関する諸問題を考える上で、本報告では新約聖書のいくつかの個所で見られる『家庭訓(Haustafel)』—すなわち、夫と妻、親と子、主人と奴隷といった異なる身分関係にある者に対する訓戒集—について、考えてみたい。こうした訓戒集は本来はキリスト教起源のものではなく、古代地中海世界に一般的に見られるものであった。なぜもともと非キリスト教的な家庭訓の形式が、初期キリスト教に取り入れられたのであろうか。

こうした新約聖書の家庭訓の起源の問題に関してD. L. Balchは、ペテロの第一の手紙における家庭訓についての研究(Let Wives be Submissive, 1981)において、新約聖書の家庭訓をプラトン、アリストテレス以来のギリシア、ヘレニズム更にローマ世界に至る諸哲学者の家政論の流れにおいて位置づけ、他方特にペテロの手紙における家庭訓について、これはキリスト教が当時の一般的な倫理、道徳を共有していることを示すことにより、この手紙が書かれた一世紀末のローマ世界における新興の外来宗教であるキリスト教に対する反感や警戒心を和らげようとする、対外的、護教的な性格を持つものであると主張する。

しかし、新約聖書の家庭訓が本来協会内の成員に向けられていること、またこの問題については、ペテロの手紙のみならず、コロサイ人への手紙以来の新約聖書の家庭訓の流れも考慮すべきであること、といった点から見ると、専らその対外的要因を重視するBalch説には、なお再考の余地があると思われる。

本報告では、家庭訓の本来的性格に留意しつつ、問題を主人—奴隷関係に関する戒めに絞り、これについての様々な立場からの家庭訓の比較を通じ、初期キリスト教独自の奴隷観を背景とした、新約聖書の主人—奴隷に関する家庭訓の特色を検討したい。

7 ローマ世界における嬰兒遺棄と奴隸制

—ひとつの総括—

本村凌二

ローマ帝政期における嬰兒遺棄と奴隸制について、これまで様々な機会に報告してきた。それらを踏まえて、ここではひとつのまとめを試み、若干の点について考察してみたい。

私の主張は、次の3点に整理される。

- [1] 嬰兒遺棄は広範にして数多く行われていたこと。
- [2] 遺棄されても拾われて生き残る子供の数はこれまで想定されてきたところよりもかなり多いこと。
- [3] それらの拾われた棄児たちは奴隸供給源の過半数を占めていたこと。

しかし、実際に論証する過程にあっては様々な困難に出会う。とりわけ、嬰兒遺棄の事例は一般的には言及されても個別的な事例としては残りにくいという点が指摘される。このことについては、その時代が何を正常と見なし何を異常と感じたかという観点から、史料制約の意味を考えておかなければならない。

また、従来の研究においては、嬰兒遺棄と嬰兒殺害とが十分に峻別されなかったという難点がある。そもそも、この両者の区別が曖昧であるのは、前者の多くが嬰兒の死亡という結末を迎え、とどのつまり後者と変わるところがないという暗黙の了解があったからである。しかし、欧米諸国とは違った社会に生きる日本の研究者には、何故この両者が明確に区別されないのか、どうしても気になるところである。というのは、日本では、とくに近世の伝承のなかで嬰兒殺害（間引き）の事例が圧倒的に多く、嬰兒遺棄の事例は余り知られていないことに思い当たるからである。西洋の前近代社会、とくに古代地中海世界では、何故嬰兒を遺棄したのか。また、近世以前の日本では何故嬰兒を殺害したのか。この対照は余りにも際立っているために、われわれには無視できない論点であるように思われる。そこで、この問題について、奴隸の有無、生命観、家族観といった側面から考えておきたい。

8 初期キリスト教における司教と一般教徒

——アタナシオスとアリオスの場合——

松本宣郎

初期のキリスト教の共同体つまり教会の内部の人的構成の解明が難しいのはつとに指摘される場所である。なべてキリスト教徒としてくくられてしまいがちな構成員の中にも地位・身分や貧富、知識、性向には大きな相違があったはずである。しかし史料から把握できる個々のキリスト教徒は、使徒や教父のような教会内エリートであったり、熱狂的殉教者であったり、ともかく平均的なキリスト教徒とは言えない人々である。

これらエリートたちが多数の一般教徒たちの模範となり、彼らを励まし、教会運営をリードしたりしていたのであろう。裕福な一般教徒は財政的に教会に貢献したろうし、貧しい教徒も教会に在ること、それなりにマイノリティ宗教の支えとなっていたことは間違いない。このような初期の教会の人的構成をもう少し立ち入ってながめることはできないだろうか。

ひとつの手がかりはいつのころからか教会人の間に生まれてくる、聖職者と一般教徒（信徒）あるいは俗人の別である。原始教団の時代からキリスト教には使徒、監督（後には司教と呼ぶことが普通となる）、執事、預言者などの役職がおかれていた。それらの役職は次第にキリスト教全体の組織の中に位置づけられ、種類もより多くなり、どれからかはよくわからないが、特定の役職以上が聖職とされ、権威をもつものとされた。とりわけ監督（司教）職は神聖視され、各教会一人制となって指導力を発揮し、個別教会の外の大きなキリスト教組織をつくりあげるのに役立ち、キリスト教の拡大にこの司教制度のはたした役割はきわめて大きかったと言われるほどになる。

キリスト教の内部でこれら司教と一般教徒はどのような関係にあったのかということ、教会内の人的構成のあり方を探る手始めとしたい。3世紀半ばまでの、教会における多様な人々と、聖霊というものを教会内位階のメルクマールとするならわしなどについては別のところで概観したので（文献(6)）、本報告ではキリスト教公認後の正統異端抗争においてうかがえる、オピニオン・リーダーたる司教たちの一般教徒へのはたらきかけにつ

いて代表的な人物の例から考察してみたい。司教と一般教徒との関わりは、エリートと民衆、あるいはパトロネジ、汚職・不正などのローマ史学の近年の研究テーマに関連する問題をも提出しそうである。

参 照

- 松本宣郎 (1) 『キリスト教徒大迫害の研究』南窓社 1991
- (2) 「都市の民衆と初期キリスト教徒」『東北学院大学キリスト教研究所紀要』6, 1988。
- (3) 「古代末期地中海世界とキリスト教—心性史的考察の試み」『地中海学研究』13, 1990。
- (4) 「古代末期におけるローマ帝国とキリスト教—コンスタンティヌスからコンスタンティウス二世へ」佐藤・松本編『歴史における宗教と国家—ローマ世界からヨーロッパ世界へ』南窓社 1990。
- (5) 「古代地中海世界とキリスト教」『研究年報』〔宮城学院女子大学基督教文化研究所〕23, 1989。
- (6) 『初期キリスト教の社会史—無神論・貧しさ・性・魔術（仮題）』山川出版社近刊。

中世史部会

報告者

- 1 赤阪 俊一 (親和女子大学)
- 2 城戸 照子 (大分大学)
- 3 原 征明 (東北学院大学)
- 4 山本 健 (千葉敬愛短期大学)
- 5 平田 耀子 (高千穂商科大学)
- 6 尾崎 秀夫 (京都大学)
- 7 鈴木 広和 (東京大学)
- 8 江川由布子 (国際基督教大学)

1 中世初期における神判 研究史の整理と問題点の指摘

赤 阪 俊 一

神判とは、なんらかの争論の際に、それを解決する決め手に欠けるような時、どちらの主張が正しいかを神に判断してもらい、一種の裁判の形式である。神判が行われたのは中世初期であり、13世紀には、ローマ法が継受され、裁判における合理化が進展した結果、消滅したと主張されている。つまり神判を通じての判断の仕方は裁判における非合理、いいかえればもの見方の非合理の結果であったと見なされてきた。しかしピーター・ブラウンが、中世初期における神判は決して非合理的なものではなく、その時代にあってはきわめて合理的な意味と機能を有していたとする論考を1975年に発表して以来、神判研究は新たな段階にはいったようである。1986年にはロバート・パートレットが『火と水の裁判』において、神判をフランク王権の進展とキリスト教の発展の中に位置づけると同時に、フランク時代から神判が消滅する13世紀までの神判の歴史を手際よくまとめてくれた。これからの神判研究がこのパートレットを出発点とすることになるという点に関しては誰にも異論がないだろう。しかしパートレットを研究の出発点とすれば、それまでの豊富な研究史を無視することになるということも事実である。その結果、誤った方向へと研究を押し進めてしまう可能性がないわけではない。本発表はそうして点を踏まえ、現時点での研究史の整理を行い、あわせていくつかの問題点を指摘することを目的としている。

2 中世初期イタリア北部の農村構造

—9世紀末サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院領明細帳を中心に—

城戸照子

「サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院に伝来している9世紀末の所領明細帳は、ポッピオ修道院のものと並んで、中世初期イタリア北部の荘園制を解明するための最も重要な史料の1つである。イタリアでも70年代以降活発になってきた中世初期荘園制再評価の中で、1979年の新しい刊行以来、この史料が精緻な分析の対象となることが増えている。

中世初期農村に関する近年の研究では、自有地農民の活動が一方で重要視されながら、荘園制もまた当時の経済成長に大きな役割を果たしたことが確認されている。注目すべきは、従来の見解とは異なり、領主直接経営ではなく保有農による小経営の活力が高く評価されている点である。農民保有地が自然条件の異なる諸地域に分散していることも、多様な農業・手工業活動を可能にするとしてその利点が強調されている。そして、多様な分散所領の有機的統合に必要な、所領間流通に対する領主の細心の配慮が、在地流通を一層活性化していると思われているのである。

サンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院の所領構造は、こうした新しい研究視角から注目されている。修道院は、大きく6つの所領群にまとまっている総計94の所領を擁している。各群に分散している個別所領の中には、地域ごとの特質を生かして、ブドウ・オリブ栽培に特化したり、漁撈、放牧を主たる活動とするものもあるほか、鉄の産出と鉄製品生産といった手工業の中心となっていた所領も確認される。

本報告では、こうした研究動向を踏まえ、以下の点に関して、この所領明細帳の分析を試みたい。まず、直領地経営の内容と保有農に課された賦課租から所領群ごとの経営の特徴を検出し、次いで領主役人や賦役の記述を手掛かりとして、6所領群と修道院との所領間流通を検討したい。そして、その荘園制が中世初期イタリア北部の農村構造にどのように位置付けられるか、考察したい。」

3 ヴァイキングとイングランド ——その定住形態、商業・手工業活動などをめぐって——

原 征 明

およそ三世紀間に及ぶ「ヴァイキング時代」を展開した北欧スカンジナビア人のうち、本報告の中心であるイングランドへのインパクトに関しては、オーファ王没前の789年あるいはノーサンブリア地方におけるかの有名なリンディスファーン修道院の略奪事件(793年)などを端緒とし、その後およそ二つの波動をともなった主にデーン人の侵入定住によって特徴づけられる。

いうまでもなく、これらに関してわれわれが得る主要な情報は『アングロ・サクソン年代記』によるのだが、不幸にしてその作者たちの関心はいわゆるデーンロー地帯の「再征服」などの事件を除けば、侵入者たちによって占領された地域における定住形態などについては希薄である。しかし、近年の地名学や考古学的研究の諸成果はそれに関わる多くの証拠を与えているように思われる。本報告もそうしたものによる。

まさしく地名は人間の土地に対する支配の表象なのであり、一定の目的で自然としての土地あるいは具体的場所に利用価値を見いだしたとき、そこに名前がつけられる。こうした視点からスカンジナビア系地名、とりわけデーン人に特徴的な地名類型とその濃密度に言及しながら定住形態についてふれ、また、新説の紹介も試みたい。

次に、デーン人の侵入以来、アングロ・サクソン軍との攻防の結果、イングランドには多くの防御拠点が双方に構築されるが、それらはイングランド王国の形成期における貨幣経済・商品経済発達の拠点として貢献し都市的集落へと発展したのである。もともとヴァイキングの活動は略奪のみならず、この時代の北欧諸地域に設けられた交易拠点と結びつき盛んな国際商業も展開しているわけであり、ここでの商業・手工業の営みも多かれ少なかれそうした性格をおびていたと思われる。もちろん貨幣経済・商品経済の展開は、統一王国の成立と無縁ではなかった。

4 都市形成期(11~14世紀)における北西ドイツ 農村社会と単身者 (einlope)

山 本 健

本報告は、従来の中世中期(12~13世紀)の荘園構造(の労働力編成)をめぐる研究で、さほど注意が払われてこなかったフーフエ保有農の二、三男などの非相続人層に着目して、人口学的視角から農村(荘園)社会の構造を考察することを目的とする。

一般に、中世中期までの農村(荘園)社会の労働力は基本的に、フーフエ保有農と直営地奴隷の二種類に大別される。そして、12~13世紀の荘園構造の転換に伴って不要となった直営地奴隷は小農ないし独立した手工業者へと移行し、他方、フーフエ保有農は労働賦役を貨幣・現物地代の納入によって、両者は共に荘園領主の恣意から比較的自由になった、と説明されている。

ところで、このような説明には大きな弱点があるように思われる。それは、この12~14世紀が人口学的にみて未曾有の人口増加期であり、著しく増加した農村住民の対応の仕方ないしその構造化を十分に解明しているとは言い難いからである。

本報告では、この点を問題として取り上げ、多彩な中世農村社会像の提示に努めたい。その具体的な分析対象を、Munster im Westfalen 地区の einlope に求め、農村(荘園)社会の中での、einlope、保有農(正式な共同体構成員)そして領主層の三者の社会=経済的な関係を解明し、併せて、都市、農村、領主の対応にも触れる予定でいる。

なお、拙稿「中世都市形世紀における北西ドイツ農村社会の変質と都市移住民」(『社会経済史学』52巻6号、1987年)を参照されたい。

5 ソールズベリのジョンとトマス・ベケットの交友関係

——ソールズベリのジョンの書簡集を中心として——

平田 耀子

トマス＝ベケットはヘンリ二世との7年間にわたる抗争のすえ、カンタベリ大聖堂内で殺害されたその後わずか2年数か月で列聖されたことにより、イギリス史上もっともよく知られた人物のひとりである。一方ソールズベリのジョンはトマスと違って政治の表舞台に立つことはなかったが、数々の著作によって12世紀ルネサンスを代表する文人のひとりとして知られている。しかしこのふたりが、30数年にもわたる交友関係を維持し、生涯を通じて深く影響しあったことは以外と知られていない。

トマスとジョンは当初ともにカンタベリ大司教シアボールドに仕える朋輩であった。のちにトマスはカンタベリの助祭長兼務のままヘンリ二世の尚書部長官となり、一方ジョンはシアボールドの秘書となる。シアボールドの死後トマスのカンタベリ大司教就任とともに、ジョンはトマスにつかえることとなる。ベケット論争中、トマス同様ジョンもフランスで亡命生活を送った。帰国後トマス殺害のさいにはその場にいあわせて事件の目撃者となり、トマスの列聖運動に全力をつくす。

本報告ではソールズベリのジョンの書簡集を中心とする諸史料から、(1) 彼らがともにシアボールド大司教の輩下にあった時期、(2) ともにフランスに亡命していた時期、(3) トマス暗殺以後、の三つの時期にわけてトマスとジョンの交友関係を検討してみたい。この作業を通じて、同じ主人につかえるという共通体験にささえられたトマスとジョンの連帯協力関係、ジョンがヘンリ二世との和解に失敗しトマスに忠誠をつくすにいたった経緯、ベケット陣営でのジョンの役割、ベケット論争の実態とその変化、トマス列聖のいきさつなどが明らかになる。そこから12世紀中葉という時代背景を踏まえたうえで、このふたりの人物の性格と生き方を比較考察してみたい。

6 教皇インノケンティウス4世による 皇帝フリードリヒ2世の廃位

尾崎秀夫

周知の通り、中世の西ヨーロッパ世界においてローマ教皇は大きな政治的影響力を行使した。そのため、聖職者である教皇と世俗君主の関係は必然的にさまざまな衝突を引き起こした。世俗君主は世俗権の自律性を、教皇は教皇権の優位を主張した。特に12世紀半ば以降発達した教会法学は、霊的領域と世俗的領域の区別を保ちながら教皇権の優位を理論化しようとした。そのような優位性の主張は、教皇に世俗君主の廃位権さえ承認する。教会法学者は2つの廃位理論を提示した。破門や臣下の忠誠解除の結果としての間接的廃位理論と、教皇による帝権授与に基づく直接的廃位理論である。教皇庁も公会議等の決議によって廃位の手続きを整えた。リヨン公会議でのインノケンティウス4世による皇帝フリードリヒ2世の廃位宣言は、このような廃位理論の発展を踏まえた、初めての皇帝廃位であった。

インノケンティウス4世はジェノヴァ出身で、フリードリヒとの闘争を遂行した教皇として、政治的教皇との評価を与えられる。しかし彼は、ボローニャ大学で学んだ高名な教会法学者でもあり、グレゴリウス9世のもとで編纂された教令集の注釈書を著している。彼の政治理論は、かつては以前の教皇庁の理論を修正し、教皇の世俗支配を説いたとされていたが、最近では以前の理論を継承し、教皇権の優位性を強調しつつも、世俗権の一定の自律性を認めていたとされる。

廃位宣言もこのような彼の理論に基づくものである。本発表では、彼の廃位理論をリヨン公会議での廃位宣言とこの宣言に彼自身が加えた注釈で検討することによって、教皇権の最盛期とされる13世紀の教皇庁の政治理論における教皇権と皇帝権の関係に一考察を加えたい。

7 「中世ハンガリーにおける文書発行と社会」要旨

鈴木 広和

13世紀以降、ハンガリー王国においても、文書の数は増加する。しかし中世のハンガリーでは公証人の活動は極めて限定されたものであった。その代わりに、修道院や聖堂参事会が、貴族の所領争いなどの俗事に関しても、様々な種類の文書を発行するようになる。このような修道院や参事会を、ここではとりあえず「公証所」と呼ぶことにする。

教会組織が「公証所」の役割を果たし始めたのは13世紀である。当時、国王文書の増加などによって、文書の法的証拠能力が貴族たちにも受け入れられるようになり、文書の必要性が増したにもかかわらず、それまでは国王宮廷以外に発行機関がなかった。そこで、文書を作成することができ、しかも信頼のおける教会組織に文書作成が求められた。

「公証所」は、訴訟や所領売買などの当事者の要求に従って、信用ある印章を使って、文書を作成、発行した。これと並んで「公証所」のもう一つの重要な機能は、証人の派遣であった。つまり「公証所」は公証人と同様の役割を果たしていた。但し、公証人と異なって、その権能を皇帝や教皇によって与えられたのではない。

「公証所」の信用性や証人としての役割は、地方に自生的に形成されていた貴族の社会、より具体的には各県の貴族社会によって認められた。「公証所」は地方貴族の社会の中から生まれてきたと言ってよい。王権は「公証所」を利用しながら、法令によって次第に統制を強めようとしたが、完全に統制することは不可能であった。

「公証所」の機能は、中世ハンガリーの地方の貴族社会の特性、及び貴族と国王との関係のあり方とを体現するものなのである。

8 「シュトラスブルクにおける1332-34年の 市政変革について」

江川 由布子

従来「ツunft闘争」と規定されてきた、中世中期、とりわけ14世紀にドイツ諸都市で起こった市制変革運動に関する近年の研究は、この運動の成果を、根本的な政治的・社会的変化ではなく政治的権力へ関与し得る勢力の単なる移行・拡大と捉える傾向にある。しかし、こうした議論は市政の指導層の変遷という側面に分析の重点を置き過ぎているとともに、そこでは運動の評価が専ら、それが民主政治をもたらしたか否かという近代的概念に基づいた問題設定によって行われているため、実際に起きた諸変化が十分に把握されていない。本報告では上ライン都市シュトラスブルクの事例を対象とし、特に変革後の新体制が明示された1334年の『宣誓書』の分析を通して、そこにもたらされた政治・支配構造の質的变化に着目しつつ、この事件の性格と都市史におけるその意義を再考する。

従来の騎士を主体とした一部の有力門閥による身分特権的な市参事会支配を瓦解させた当市の1332-34年の市制変革は、「市民」（貨幣製造人仲間、商人を主体とした都市門閥層）とツunft勢力の結合の下に実現されたものであった。その背景には、都市の経済構造と関連した社会的諸勢力の対抗関係とともに、都市の指導層でありながらその利害や生活態度が都市の利害に反する傾向にあった騎士たちに対する市民全体の抗議が大きな要因として存在したと思われる。『宣誓書』はまさにこうした市民の共同体としての自己意識が制度上に投影されたものと言えよう。そこに現れた諸変化を、体制における市民全体の位置づけ、市参事会と市民の関係といった点も含めて読み取ることによって、この市制変革が、都市の利益という規範の下に全市民が拘束される強固な市民共同体とそれに基礎づけられる政治・支配体制を成立させようとするものであったことが明らかとなろう。こうした論点から、報告では、この運動の「共同体運動」としての性格を検討したい。

近世史部会

報告者

- 1 田中 圭子 (筑波大学)
- 2 佐久間弘展 (早稲田大学)
- 3 和栗 珠里 (桃山学院大学)
- 4 乳原 孝 (関西学院大学)
- 5 富田 理恵 (早稲田大学)
- 6 井内 太郎 (広島大学)
- 7 堀越 宏一 (川村学園女子大学)
- 8 伊藤 滋夫 (東京大学)
- 9 川井 繁巳 (成城大学)

1 『マクシミリアン一世の凱旋門』

—政治と版画芸術—

田中圭子

16世紀初頭に位した神聖ローマ皇帝、ハプスブルグ家出身のマクシミリアン一世は、すでに弱体化して久しい皇帝権に昔日の光輝を再びまわせるべく奮闘した君主であった。現実の政治の上では、彼の努力は、とりわけ婚姻政策を通じてのブルグント公国およびアラゴン・カスティリア王国相続権の獲得、さらに彼の孫カール五世の下でのハプスブルク世界帝国の現出という形に結実することとなる。だが、自己の生涯やハプスブルク家の歴史に題材をとった数多くの作品を帝国の芸術家たちに制作させようとしていたマクシミリアンは、現実に先駆けて皇帝とその家系の栄光に満ちたイメージを思い描き、具象化することを試みていたといえるのではないだろうか。

彼が計画した自らの墓廟、木版画、数々の書物（写本および印刷本）などの多くは未完のままに終わっているが、それらの中でも際立って完成度が高く大規模な作品、すなわち、アルプレヒト・デューラーらが皇帝のための架空の凱旋門を描いた巨大な木版画『マクシミリアン一世の凱旋門』（およそ縦3.5m、横3m、初版1517/18年）が、ここでの考察の対象となる。『凱旋門』のようなマクシミリアンのための作品群は、従来美術史と歴史学という二つの分野で研究されてきた。とくに歴史学におけるマクシミリアン研究については近年、ヴィースフレッカーにより一つの集大成が行われた観があり、そこではこうした木版画的持つプロパガンダとしての性格が指摘されている。本発表の目的は、皇帝マクシミリアンがいかなる意図をもってこうした木版画を制作させたのか、それを明らかにすることにある。この問題について、まず『凱旋門』に言及した文書史料、次いで『凱旋門』に描かれた内容そのものを通じて検討を行ってゆきたい。

2 16世紀ドイツ手工業者の家族経営

佐久間 弘 展

現代工業化社会と同様に、14-17世紀においてもすでに家族と労働組織とが分離していたという新説が独学界で主流を占めてきた。手工業経営では親方子息の協業は少なく、職人や徒弟不在の工房がかなり多いうえ、結婚し自立した職人も多かったというのである。

しかし、子供のいる家族は数的に多く、子供の協業の可能性はきわめて高い。しかも、親方子息が徒弟奉公のために親元を離れるのは例外であり、12-18才の半熟練労働者として親の工房に滞るのが普通である。既婚職人の割合も新説がいうほど高くはない。中世後期以来職人の独身強制が機能していたからである。そのうえ、職人組合は同職組合以上に既婚職人を毛嫌いした。数的に多数を占める独身職人は、依然として親方の家に包摂され、寝食をともにしたのである。

職人・徒弟不在の工房が多かったのは事実であるが、手工業の小規模経営では子息がいる限り職人・徒弟は不必要であることに留意すべきである。人手がいるときには親方は奉公人を雇用するし、輸出手工業では10人以上の大工房も出現する。奉公人不在の工房は、労働力格差が広がっていった結果にすぎない。「全き家」崩壊論の一つの議論である間借り人の増加も疑問である。間借り人はだれであったかが問題で、主体は商人か親方問屋主に従属した請負賃銀労働者であり、ここには職人ではなく零落した親方を想定すべきだからである。

このように検証してゆけば、新説がただ新しさを求めた論拠の薄い説であることがわかっていこう。評価されるのは、中世末から近世にかけてのドイツ手工業経営では労働力が偏在し、とりわけ問屋制の進展した輸出手工業では労働力雇用が弾力的に運用されていたということである。少なくとも16世紀まではドイツ手工業の経営体は家族を基軸にしていたといっておかろう。

3 アルヴィーゼ・コルナーロの農本主義と ヴェネツィア人の土地所有

和 栗 珠 里

15世紀から17世紀にかけて、ヴェネツィア共和国の貴族や富裕市民たちによるイタリア本土での土地所有が急速に拡大した。この現象に関して研究されてきたテーマのひとつに、ヴェネツィア人の土地投資や土地経営に対する態度 (attitude) の問題がある。従来の研究史においては、それは専ら、企業家的またはランティエ (rentier、不労所得生活者) 的なメンタリティーのいずれかという二項対立の見地から論じられてきた。しかし、実際には多くの土地所有者の中に両方の要素が見出されるのを見ても、このような視点に立つ研究には限界がある。

今回の発表では、アルヴィーゼ・コルナーロ (1484c-1566) という土地所有者の例をとりあげ、その経済的活動だけでなく、文化的・政治的活動にも注目することにより、ヴェネツィア人の土地に対する態度と土地所有拡大現象の背景について再考する。この人物は、多くのヴェネツィア経済史研究者から、企業家的土地所有者の典型とみなされてきた。事実彼は、熱心な土地改良により生産性の向上をはかる積極的な土地経営者であった。しかし同時に彼は、著名な人文主義者でもあり、芸術家たちの保護者でもあった。彼が残した多くの著作や書簡には、「聖なる農業 (Santa Agricoltura)」という言葉がしばしば登場する。これをキーワードとして、それらの著作や彼の諸方面での活動を通して見ると、彼の思想の根底には、農本主義とも言うべきものが流れていることが理解される。それは即ち、農業を賛美し、農業を国家の基本に据えることで新しい社会を築こうとする理想である。このような考えは、同時代の土地所有者の少なくとも一部が共有していたものであった。ここに、単に企業家的あるいはランティエ的なメンタリティーとは異なった態度が見出されるのであり、この農本主義が、ヴェネツィア人による土地所有拡大のひとつの推進力となっていたと考えられるのである。

4 1570年代のブライドウェル・ホスピタル

——法廷記録に基づいて——

乳原 孝

ミシェル・フーコーによって強調されて以来、ヨーロッパ近世における貧民の「閉じ込め」の問題は、貧民問題を扱う歴史家の論じるところとなっている。ここでまず問題にされるべきは、「閉じ込め」の舞台となった諸施設であり、その詳細な実証研究を通して、「閉じ込め」の一般的な意味を問うことが可能になるであろう。だが少なくともイギリスにおけるそうした諸施設の研究は、未だ十分なされていないとは言い難い。貧民史家がそうした諸施設の最も初期のものの一つとして考える、ロンドンのブライドウェル・ホスピタルについても同様である。「素人的」とも評されるオードノヒューによる一般向けの著書が、ほとんど唯一の研究書として、比較的有名なこの施設の像を形成してきたと言っても過言ではない。

設立後のブライドウェルについての最も重要な史料は、連行されて来た者に関する法廷記録であり、この史料の研究を通して、ブライドウェルの様々な面を捉えることが可能であるばかりではなく、当時のロンドンの下層社会の一端を明らかにすることができるようにも思われる。『西洋史学』167号の拙稿において、この法廷記録第1巻（1559-1562年）の分析に基づき、設立当初のブライドウェルが単に貧民・浮浪民の「閉じ込め」の施設であったというより、貧民階層を中心にした様々な軽犯罪者の収容・矯正施設、特に道德違反者の矯正施設としての側面を有することが示されたと思われる。本報告では、法廷記録の第2巻（1574-1576年）と第3巻（1576-1579年）の分析に基づいて、1570年代のブライドウェルにおいても上記拙稿の論点を確認されること、特にブライドウェルが性犯罪の取り締まり、性道德の「欠如者」の矯正に執着していた点を強調し、この施設の意義が下層民に対する道德化政策の中に位置付けられることを論じたいと思う。また拙稿において不十分であった、データの統計処理、特に年度毎の数的変化を示すことによって論点を補強したいと思う。

5 スコットランド宗教改革の社会倫理

富田理恵

1559-60年の「宗教改革戦争」と呼ばれるスコットランド貴族の反乱を、イデオロギー面で指導したジョン・ノックスらの宗教改革者は、宗教改革後に来たるべき、敬虔な社会のあり方についても、決して口をつぐんではいなかった。というのも、宗教改革初年に新教会の教会組織やその運営、財政のあり方を定めた『規律の書』は、そのなかで十分の一税を「適正」にするという社会変革をも提案していたからである。そして、宗教改革者は同文書中において次のように述べている。

嘆かわしいことに、かつての法王教徒と同様に、借地農に対して残酷なジェントルマンがいると聞いている。彼らは、借地農がかつて教会に支払った分をそのまま要求している。したがって、法王教徒の横暴が貴族やレルドの横暴に替わるだけである。

この箇所からも窺えるように、『規律の書』は、「貴族やレルドの横暴」や「残酷」を避難して社会的公正を訴えた、すぐれて社会的視野を持つ文書といえよう。

『規律の書』作成の18年後、『規律第二の書』が採択された。長老主義的教会統治のプランを掲げたこの文書も、過重な十分の一税にあえぐ貧民への同情を示して改革を求めており、社会的関心を『規律の書』と共有しているといえるであろう。

本発表ではこの二つの文書から、スコットランドの宗教改革者たちが考えていた社会倫理をたずねていく。その手がかりとして、最初に、当時の教会をめぐる経済関係に対して、宗教改革者がどのような改革を考えていたのかについてみていく。次に、宗教改革者の平等観が、当時の身分制社会にどう向けられたのか、を探っていきたい。

6 テューダー絶対王制期の儀礼と象徴 ——Privy Chamber の成立とその機能を中心として——

井内 太郎

テューダー絶対王制期の統治機構とその特質に関する議論のひとつとして、エルトンが提唱したいわゆる「テューダー行政革命論」がある。その論点は多岐にわたっているが、その基本的な視点は以下の点にあったといえる。すなわち、1530年代の一連の諸制度の改革の意味を重視し、この時期をイギリスの「近代」の始原とする見方である。しかし、このような近代国家の編成原理に偏った見方では、この時期の諸制度の構造的特質のうちのあまりにも多くの部分が抜け落ちてしまい、一面的な叙述となってしまうのではないだろうか。たとえば、本報告で取り扱う宮内府 (the Royal Household) は、エルトン説に従えば中世的で非合理的なものであり、この一連の改革によって合理的かつ近代的な官僚制的諸制度に取って代わられるべきものとして、近代の生成にとって負の価値が強調されることになる。しかしこの改革の時期は、同時にエルタムの布告 (The Ordinance at Eltham, 1526年) によって宮廷儀礼が整備され、当時の宮廷内部に固有の合理性が確立された時期であり、こうした宮廷生活の中心的な場がこの宮内府、厳密には Chamber や Privy Chamber であった。これまで我が国でも、Chamber に対して国王私室ないし国王私室財務局といった訳が充てられてきたが、これでは当時の宮内府の政治的・社会的意味が全く伝わってこないばかりか、テューダー絶対王制の構造自体を歪めて論ずることになる危険性さえある。つまり諸制度が「理性的」ないし「合理的」ということは、まず当時の政治理論や社会構造のあり方によって決まるという見方もできるのではないか、ということが本報告の出発点である。しかもこの時期に宮内府内部に宮内次官補 (the Groom of the Stool) を長とする Privy Chamber が成立・発展し、少なくとも16世紀半ばまで、国政の運営において重要な役割を果たしていたことが、最近徐々に明らかになりつつある。もちろんこうした点も従来のテューダー行政革命論の視角には入っていなかった。そこで本報告では、こうした問題点を踏まえて、まず Privy Chamber 成立の背景、わけてもそれまで国王の身の回りの世話をする宮内府の下級官職にすぎなかった宮内次官補職が、テュー

ダー前期に急速にその重要性を増し、文字通り宮内長官・宮内次官等に次ぐ宮内府の重要官職となっていったことの政治的・社会的な意味を問うてみたい。そこでは、E. カントーロヴィチの「王の2つの身体」の理論が援用されつつ、この時期に国王の身体の神秘性が強調される形で宮廷儀礼が整備されていったことと、Privy Chamber の成立・発展が深く関わっていたことが明らかにされるであろう。したがって第2の観点である Privy Chamber の国政への関与の仕方についても、このような国王と Privy Chamber との緊密な関係が生かされる形で行なわれていたことが十分に予測できる。そして最後に1つの試論として、ここまで明らかとなった宮内府の政治的・社会的機能の問題と従来いわれてきたテューダー行政革命論との接点を探りつつ、可能なかぎり報告者の考えるテューダー絶対王制の構造的特質について述べてみたい。

7 前近代フランス・ロレーヌ地方における 製鉄業の展開

堀越 宏 一

鉄資源に恵まれたフランス東北部ロレーヌ地方は、ガロ・ロマン時代以来の鉄生産の伝統をもつと同時に、質量ともに豊富な製鉄関係史料を残している。これによれば、技術面では、14世紀前半以来、製鉄場の原動力として水力が導入されたこと、さらに15世紀半ばまでには現在と同じ間接製鉄法が出現していることなどが知られる。

経営という点からいえば、前近代には、鉄鉱石・薪炭・水力という製鉄に必要な3つの原料が、原則としてすべて領主に属するものだったことが、製鉄業の基本的性格を規定している。領主は、自領の自然資源を経済的に有効に利用するために、製鉄場を積極的に経営・誘致したが、現場の経営管理は、請負契約によって、専門技術者である製鉄鍛冶親方に任せる場合がほとんどだった。また、製鉄施設の建設・維持資金や鉄の取引・販売のために、都市の商人資本の経営参加も欠かせない条件だった。こうして15・16世紀の製鉄経営には、いつもこの3つの人的要素（領主・製鉄鍛冶親方・商人）を確認することができるが、現実には、この三要素は、互いに入り交じっている場合が多い。

そして、16世紀後半に起こった2つの技術的な発展（半製品加工用の装置の開発と各製鉄場あたりの生産規模の増大）は、このような製鉄経営の三要素の結合を更に強化した。すなわち、新しい製鉄場は、領主からは、より多量の薪炭・鉄鉱石を、鍛冶親方からは、より高度な技術を、商人からは、より細かな商業的ノウハウとより多額の資金を、求めたからである。しかし同時に、生産規模の小さい旧式の製鉄場が消滅し、幾つかの大型製鉄場に生産が集中してゆく現象も観察される。また、15・16世紀を通じて、数年間の請負契約の終了後に姿を消してゆく製鉄鍛冶親方も多く、前近代の製鉄経営のあり方の多様性を認めることができる。

8 近世ノルマンディにおける直接税と地方三部会

伊藤 滋 夫

中世末期からアンシャン・レジームにかけて、フランス王権がその課税要求に抵抗する全国三部会・地方三部会を排除しつつ、「絶対主義」的な国王財務行政機構を確立させたことは周知の事実である。日本では1960年代に中世史家の側から身分制国家の観点でこのテーマが扱われた。しかし絶対王政の近代的性格を強調するあまり、この集権化の過程はいくつかの地方では王権と地方三部会との攻めぎあいのためにごく緩慢にしか進行しなかったことが等閑に付されていたように思われる。これらの地方では国王財務行政機構＝エレクトション制と三部会独自の徴税行政との並存状況が見られたが、地方財務行政における両者の相互連関は従来の研究では扱われてこなかった。そこで本報告ではアンシャン・レジーム期のノルマンディを例にとって、地方財務行政におけるエレクトション制と地方三部会との関係を検討したい。

ノルマンディは14世紀初め以来、緊急の場合以外には国王から課税されないという財政上の特権を享受していた。しかし他方ノルマンディは王国財政に重要な位置を占め、エレクトション制が王国で最も早く確立した地方のひとつであり、三部会とエレクトション制が17世紀中葉まで3世紀近くにわたって並存していた。

このようなノルマンディの相矛盾する特殊性を踏まえつつ、まずタイユを中心とする直接税の課税同意、割当、徴収における三部会とエレクトション行政それぞれの有する権限を確定し、両者の相互補完的性格を明らかにする。つぎに三部会の徴税に関する権限が宗教戦争期に王権によっていかにして形骸化されたかを分析し、その原因を探る。最後に地方財政における中世末期から絶対王政期への連続性を展望したい。

9 C. ベッカリーアの思想的背景

川井 繁 巳

18世紀ミラノにおける啓蒙主義運動は、その担い手の大部分が地元の若い貴族であり、彼等の親の世代との対立の中で萌芽し、発展していった点にその特徴が見出される。こうした貴族達は、愛国心に燃えながらも、結局のところ、当時ロンバルディア地方を領有し、国政改革の一環として中央集権的な政策を打ち出し始めたオーストリア政府によって、官吏に登用される事を、彼等の活動の目的としていたようである。また、オーストリア政府も、改革の遂行を阻んでいた勢力を駆逐しようとする意図から、こうした若者の活動に注目し、ここに、実利主義的ではあるものの、ある種の協力関係が成立したのである。このような状況の中、P. ヴェッリを中心としたグループ (Accademia dei Pugni) は、主としてフランスの啓蒙思想家の著作を読み、討議を重ねながら、自分達の改革試案を練り上げていたのである。

C. ベッカリーアの主著「犯罪と刑罰」も、まさにこうした環境の中から生れた。モンテスキューから引き継いだテーマに、基本的にはロックの社会契約論を結合させたこの書物の根底にある哲学的な枠組みは、エルヴェシウスに見られる功利主義的な考え方であることが、G. フランチオーニによって指摘されている。今回の発表は、こうした見解を踏まえた上で、ベッカリーアが「啓蒙思想家」として活動していた1760年から1770年頃までの著作を対象として、彼の思想を検討していくことを目的とする。複雑な事象を単純な要素に還元し、考察するといった方法を基本にしていたベッカリーアは、「(人間) 社会」の分析に関しても、この方法を応用しようと試みている。今回、こうした方法で展開された彼の理論を検討することによって、ベッカリーアの思想的な背景、特に、その功利主義者としての立場が指摘できるものと考えられる。

近代史部会 1

報告者

- 1 真鍋 周三 (同志社大学)
- 2 佐藤 真紀 (成城大学)
- 3 柳原 智子 (広島大学)
- 4 篠儀 直子 (名古屋大学)

1 マテオ・ガルシア・プマカウアの軌跡

——植民地時代末期ペルー社会の考察——

真 鍋 周 三

スペイン人の専制支配と搾取・収奪から虐げられた人びとの解放と自立を旨としたトゥパック・アマルの反乱は、抑圧された民衆の側に立ったラテンアメリカ独立の先駆的な動きとして今日評価されている。ペルーではトゥパック・アマルとほぼ同時代を生きたマテオ・ガルシア・プマカウア (Mateo García Pumacahua, 1740-1815) もまた独立の英雄として広く知られ、人々の関心を引き付けずにはおかぬ存在である。ペルー独立革命 (1805-24年) のうち初期の抵抗運動の中で最もよく知られているのは1814-15年のクスコ革命 [La Revolución del Cuzco、ホセ・アングロ (José Angulo) の反乱 (革命) とかプマカウアの反乱ともよばれる] であるが、これにプマカウアが指導者として参加し重大な役割を果たしたからである。一方、ラテンアメリカの独立運動においては大勢の下級聖職者の参加がみられた。ペルーもその例外ではなかった。

本報告では、トゥパック・アマルの反乱からクスコ革命に至る時代を駆け抜け、しかもこの二つの抵抗運動に深く関ったマテオ・ガルシア・プマカウア (クスコ市近郊の原住民共同体の首長) をとりあげ、その足跡を辿ることによって、植民地時代末期のペルー社会とそこに生きた原住民の状況を「教権」の動向とも絡めながら検討したい。

2 フランス革命期における赤い司祭

——ブルゴーニュの J. - F. カリオンの場合——

佐藤真紀

1790年6月5日、憲法制定国民議会において、フリコー Fricaud という議員が、「最も驚くべき特異性を示す」ある事件の報告をした。事件とは以下のようなものである。1789年10月6日、カリオン Carion というイッシー・レヴェク Issy l'Évêque 村の司祭が教区集会を開き、村の運営に関する自作の法を読み上げた。その後、彼は村の全権力を独占。「頭に兜を被り、脇に剣を差し」ラブルールたちの家へ行き穀物を奪い、その価格を決定。かつて共同地であったという口実で、ある土地に「彼の農地均分法 ses lois agraires」を発令。彼の軍隊を使って、入村税の徴収、囲い込みの壁の打ち壊し、垣根の引き抜きを行わせた。

さらに、カリオンの裁判に際しての証人尋問書などによれば、穀物を輸送していた荷車の奪取、ラブルールたちに対する賦役の賦課、小作契約に対する干渉が行われた模様である。

国王代訴人の論告では彼の行為は国家反逆罪にあたる。穀物の自由な流通と所有の不可侵を定めた議会の諸法に違反するからというのである。

これに対し、カリオンはまず第一に、これらの行為が彼個人によるものではないと主張する。その上で、彼は反論する。「私は、せいぜい国家の為に個人を侵害したということ告発され得るぐらいでしょう」。また、捕らわれの身となったカリオンを助けるため請願を行ったイッシー・レヴェクとその周辺5か村の住民にとって、問題の行為は「私達の村に対して愛郷的 patriotique」なものなのであった。

この「ブルジョワの革命」と「農民の革命」との小さな衝突は、あのロベスピエールの力を借りてひとまず解決する。

カリオンとう人物をめぐって起きたこの事件を通して、当時の農民大衆が社会をどのようにあるべきだと考えていたか、またその考えは革命という政治的事件にどのような影響を与えたのかを検討したい。

3 「フランス革命とユニヴェルサリテ」

—アベ・グレゴワールのディスコース分析をとおして—

柳原智子

フランス革命はまず人権宣言によって、あらゆる時代あらゆる国の人々に対し、自由と平等の言葉で語りかけた。つまり、当初革命は普遍的で平和的であろうとした。したがって一国家としてのフランスの利害とは本質的に相容れないものである。このようなユニヴェルサリテは、革命をとりまく状況の変化によって、特に対外戦争に突入した1792年春以降、どのように変化してゆくのだろうか。

フランス革命期には、様々な語が政治空間を構成する上で効力を発揮したが、なかでも *peuple* は代表的である。*peuple* はまず主権主体として現れ、それはある一つの目的を達成するために形成された集団であり、人類全体である。ただし、階級としての *peuple* が、国内の敵（王・特権者・金持ち）に対立している場合もあるし、国民としての *peuple* が、国外の敵に対立している場合もある。したがってこの語は非常に弾力性に富み、多義的であるだけに、革命のジレンマを証言していると言えよう。この語の意味の変遷を迎えることによって先の問いに答えることはできないだろうか。

グレゴワールは、原則に忠実な思想家タイプの政治家であり、革命のユニヴェルサリテを維持しようとしている（現実主義的なパレールとは好対象）。彼のディスコースはどのくらい普遍的なのだろうか。革命初期には国内の人民にしか目を向けていなかったが、徐々に世界の人民を革命主体として意識するようになり、国境を認めないほどに博愛的となる。ところがいまだ王制である諸外国との戦争によって、外国の政府は敵であるが人民はあくまでも味方であるというテーマが生まれる。人民の蜂起も期待できなくなるとフランス以外の人民も否定するようになる。このようにして革命を受け入れようとしない外国の政府と人民を次々と反革命視することによって、ユニヴェルサリテはせばまってゆく。

4 ニューヨーク市映画小屋強制 閉鎖事件（1908年）をめぐって

篠 儀 直 子

映画の発明は19世紀の末である。1900年代半ばには、アメリカ合衆国の大都市に映画小屋が林立し、おりしも押し寄せていた東欧・南欧からのいわゆる「新移民」が、その重要な顧客となり、また、経営者ともなっていた。この新興の娯楽およびその施設は、さまざまな理由から、しばしば既存エリートの批判・攻撃にさらされることにもなる。映画と映画小屋をめぐるこうした抗争は、先行研究において、文化的な対抗関係のあらわれとしてとらえられてきた。しかし、そうしてとらえられた対抗関係は単純な二項対立に還元されることが多く、また、静態的な理解にとどまっていたようにも思われる。

対抗関係は具体的にはどのようなものであったのか。抗争がはっきりと現出すると思われる特定の事件に注目して、詳細に検討していきたい。取り上げられる事件の概要は次のようなものである。1908年のクリスマス・イヴ、ニューヨーク市長ジョージ・B・マクレランが、市内の全映画小屋を強制的に一斉閉鎖し、以前に与えてあった営業許可をすべて剥奪した。十分な防災施設を備えていると認められ、かつ、日曜日には休業するとの旨を文書で約束したところに対してのみ営業許可を再発行する、との声明をマクレランは発表した。映画上映を営んでいた興行者たちは団結して早速この措置に対抗する。

当時の政治的・社会的コンテクストのなかに位置づけることによって、この事件がはらむ問題の核心に近づくことができる。映画の日曜上映に関する法廷の判断は幾度か転換し、これは映画の受容に際しての社会の対応の揺れと同調していた。抗争のなかにあらわれる諸グループの理念と利害は、それぞれ、世紀初頭の都市が直面していた課題に対応していた。考察を通して、当時の社会の文化的構造と、その動揺の様相が明らかになるろう。

近代史部会 2

報告者

- 1 松園 伸 (国土館大学)
- 2 浅田 実 (創価大学)
- 3 君塚 直隆 (上智大学)
- 4 井野瀬久美恵 (甲南大学)

1 イギリス近代初期における貴族と貴族院

松 園 伸

イギリス近代初期、なかでも後期スチュアートから前期ハノヴァの時代の政治史については1960年代より G.S.ホームズ、W.A.スペックなど多くの優秀な研究者を生み出してきた。そしてかれらは17世紀末より18世紀前半の時代を英国における「最初の政党時代」(first age of party) とみなしている。しかしかれらの研究対象は当初おもに下院と下院議員を選出する選挙区に絞られていたと言える。それに対して貴族院に関しては十分な考察がなされないまま残されていたと言っても過言ではない。

わたくしは1990年11月英国リーズ大学に The House of Lords and the Godolphin Ministry, 1702-1710のテーマで Ph.D 論文を提出し、博士の学位を取得した。本報告ではこの論文をもとに18世紀初期の貴族院における議事手続と政治の問題について論じてみたい。まず議事手続については、貴族院が下院に優るとも劣らない程度に整備された規則をもっていたことを明らかにする。次いで貴族院における政治の実態を概観する。前述のように「最初の政党時代」を反映して貴族院においても18世紀前半にはトーリ、ウィッグ間の争いが激化するのであるが、その一方でンドニー・ゴドルフィン(1702年より1710年まで大蔵卿)やロバート・ハーレ(1711年より1714年まで大蔵卿)など宮廷・政府側は「官職叙任権」^{パトロネージ}などを武器に貴族、とくに「貧窮貴族」といわれる人々によって多数派をつくりあげようとしたのである。

また時間が許せば1707年のイングランド・スコットランド間の「合邦」(Union)によって貴族院のメンバーとなった16名のスコットランド代表貴族についても言及したい。

2 ウィリアム・ボルツと東インド会社

浅田 實

イギリス東インド会社が商業会社から植民地会社に変容していった頃（1757-1793年）は、東インド会社史上興味深い時代であった。世界的にはインドが資本主義的世界システムに包摂されていった時代であったし、ベンガル管区の掠奪を通じての「ネイポップ」の存在がイギリス本国で目立った時でもあった。インヴェストメント制によってインド向けブリオン輸出が停止するのもやはりこの頃のことであった。

ウィリアム・ボルツはこのような時代に活躍した一人のもぐり商人である。ただどはなはだ有能な人物で、今日いうところの国際化時代にふさわしく、インド現地でも、ヨーロッパ各地でも縦横無尽に活躍した。生涯孤軍奮闘しながら反イギリス東インド会社活動を展開した。それだけに、東インド会社員中の「最悪の人」として酷評もされた。

かれは1772年に『インドの現状についての諸考察』（フォリオ版、412頁）という著書を書いて、イギリス東インド会社の独占を攻撃し、完膚なきまでに批判した。1775年には早くもフランス語に訳された。アダム・スミスも、東インド会社の貿易独占を批判するにあたって、これを典拠とした。松井透氏も西村孝夫氏も引用している。当時ベンガルの手工業者がおかれていたみじめな状況をつぶさに伝えた史料である。

しかしボルツの東インド会社攻撃は1772年以後むしろいよいよ強力となり、総督ウィリアム・ヘースティングスの心胆を寒からしめるほどにさえた。そのようなボルツの活動を追跡しながら、当時の東インド会社の姿を浮彫りにするのがここでの課題である。そのようなきびしい批判に対応しながら、東インド会社は経済ばかりでなく政治、軍事的にも体制を固め、ジェントルマン資本主義を確立していったに相違ない。

3 ランズダウン侯とアバディーン内閣 ～19世紀イギリス政党政治史の一側面～

君塚直隆

現代イギリス政治の特色とも言うべき二大政党制が登場した時期に関しては、これまで様々な見解が寄せられてきた。1820年代には二大政党制が確立していたとする説から、80年代まで待たねばならなかったとする主張まで、論者の政党観の相違により今のところ見解の一致は見出せていない。

ところが、こと1850年代の政治史に関しては、この時代が各政党内部の分裂により混迷した時期であったとする見方は一般的である。事実、この時代は、保守党では1846年の穀物法廃止以来ピール派とダービ派に分かれており、ホイッグは1852年初頭からラッセル派とパーマストン派とに分裂していた。そのため、1850年代だけで5度も政権交代が起きているのである。

このように政党がその内部に分裂を抱えている時に政権を維持していくためには、党首以外の人物、とりわけ党内をまとめる力量と野党側への太いパイプを持ち合わせた長老政治家の助力が必要であったのではないか。

本報告は、1852年12月にピール派・ホイッグ・急進派の連立によって成立したアバディーン内閣において無任所相を務めた、ホイッグの長老貴族ランズダウン侯爵(3rd Marquess of Lansdowne)が、同内閣の存続にとって必要不可欠な存在であったことを検討し、当時のイギリス政党政治の特色を指摘することを目的としている。

まず、アバディーン内閣誕生の際の彼の動向を捉えた上で、同内閣にとって危機的な状況を生み出した1853年末のパーマストン内相辞任問題の時の、アバディーンやラッセルによるランズダウン侯の慰留工作を主たる考察対象として検討を進めていきたい。

4 「家庭の天使」か「帝国の使者」か？

——世紀転換期のイギリス女性移民——

井野瀬 久美恵

「世界の工場」から「世界の銀行」へ、生産型社会から消費型社会への転換を遂げた世紀転換期のイギリスは、自国工業の著しい国際競争力低下によって生じた膨大な貿易赤字を補填する存在として帝国への依存度を強め、アジア・アフリカに植民地を拡大する一方、白人入植地、自治領との統合を強く求めた。世紀転換期の帝国統合運動は、白人入植地を自治領として抱えた“大英帝国の個性”から生まれ、新たな統合の絆を意識させた。女性移民である。

1870年代以後、イギリス各地には続々と民間の女性移民推進団体が作られ、第一次世界大戦終結までのイギリスは、自治領への女性の大量移民時代ともなった。なかでも「イギリス女性移民協会 British Women's Emigration Association」(1884-1919)は、各地の移民団体を吸収し、エドワード七世の王妃アレキサンドラを名誉会長に迎えた1901年以降、「帝国統合」を謳って名実ともにイギリスを代表する女性移民団体となり、カナダを中心に多くの女性移民を送り出すとともに、1902年にはそれまで一委員会であった「南アフリカ植民協会 South African Colonisation Society」を独立させ、ボーア戦争後の南アフリカへも精力的な移民活動をおこなったことで知られる。

従来、イギリスの女性移民は、ナポレオン戦争以来の慢性的な女性過剰の状況、男女人口比のアンバランスを解消する手段として位置づけられてきた。ところが、百万人を越す「余分の女性」問題がもっとも深刻にのしかかった女性たち、すなわち、経済的貧困に陥っている中産階級の独身女性たちを救済するため、フェミニズム的視点から設立された「中産階級女性移民協会」(1862-1886)は失敗。その失敗に学び、「イギリス女性移民協会」は、設立以来、階級や教養を問わない移民政策によって移民数を飛躍的に増加させ、女性移民の全盛期をもたらした。ところが、世紀転換期、同協会は移民する女性の教養を問題にするようになり、移民対象を再び中産階級女性に移す政策転換を図った。この転換

は何を物語っているのか。なぜ自治領へ移民する女性の教養が問題とされたのか。

本報告では、「イギリス女性移民協会」と「南アフリカ植民協会」の年次報告書、及び両協会からカナダや南アフリカに移民した女性たちの実態調査などを中心に、世紀転換期、イギリス女性移民が本国、植民地双方に果たした役割とその影響について考えていきたい。

近代史部会 3

報告者

- 1 柳川平太郎 (高知大学)
- 2 野村 耕一 (三重大学)
- 3 今井 晋哉 (帯広畜産大学)
- 4 秋山 千恵 (明治大学)

1 18世紀後半におけるベルリンの経済的发展

柳 川 平太郎

領邦宮廷都市としてのベルリンは、本来、中世以来シュプレー河畔両岸に発達してきたベルリンおよびケルンの二つの都市集落が合体したものである。その発展は領邦君主としてのブランデンブルク選帝侯により17世紀後半以降本格化するが、とりわけ18世紀後半のフリードリッヒ2世（大王）期に顕著であった。フリードリッヒ2世即位時の1740年に約68,000人であった人口は、治世末期の1780年には約109,000人、更に1800年には約146,000人を数えるに至った。本報告はこの18世紀後半に関するベルリンの発展状況について、最近の研究（H. Schultz, Berlin1650-1800. Sozialgeschichte einer Residenz, Berlin,1987）等をも踏まえ、史料集アクタ・ボルシカや同時代の地誌書等を利用し、主に産業構造の変化を検証する。その際、第一に人口構成や都市空間の変化、第二に周囲の周辺都市・農村との関係、第三にマイノリティー（ユダヤ人・フランス人ユグノー）の数的変動とその役割、第四に都市内部における手工業者の構成、等から見たベルリンの発展状況が問題となる。

2 プロフェッションとしてのドイツ官僚制

—知識社会史的考察—

野村 耕 一

プロイセンやドイツの政治体制において官僚制が果たしてきた大きな役割については、マックス・ヴェーバーのみならず多くの歴史家や社会学者が夙に指摘してきた。しかしそうした政治・行政史的な研究では、近現代ドイツ社会における一つの社会集団としての官吏層という視点は希薄であった。この発表では近代ドイツの行政官吏を「専門職」Profession として捉える視点から、その「専門職化」Professionalisierung の過程を知識社会史的に検討する。

ドイツにおいて官吏は他の専門職のモデルたる地位を占めており、このことは事実上専門職の集合体であるドイツ教養市民層の一体性の一翼を担うものであった。かかる点にドイツの官吏を専門職として扱う根拠があり、また専門職の研究がより射程の長いドイツ社会史へと通じる可能性を見ることができる。

一八世紀後半のプロイセンにおいては司法官吏・行政官吏の採用に関して規格化がおこなわれ、業績主義 meritocracy が一応貫徹されるようになる。絶対王政期、プロイセン改革期、三月前期と時代が進むにつれ、官吏に対して求められる知識の内容は変化していった。こうした試験制度整備の過程は同時期のドイツの法・政治思想と関わっている点においても、また試験による新たな社会階層形成という視点からも実に興味深い。ドイツ・イデアリスムスや「教養理念」の台頭は知の状況を大きく変え、「教養」の有無による階層区分の論理を作り上げた。このことは官吏のための学問を交替させたのみならず、官吏内部における高級官吏と下級官吏の区分を明確なものにしたのである。

3 労働者教育協会の結成と組織・教育活動 (ハンブルク 1844～1848年)

今井晋哉

18世紀後半以降、ドイツの諸都市において、様々な形態で「下から」の抗議行動が発生する中、手工業職人は、各個別職業の枠内での運動の他、1840年代半ば～48/49年革命期に次々に結成され、職業種横断型の構成をとる労働者教育協会を拠点に、自己組織化していった。

労働者教育協会は、ドイツの初期組織労働運動の主要な構成要素となるが、一つの運動体として見ると、(a)政治運動の拠点、(b)「社会問題」へ対応する相互扶助・協同組合的活動の機関、(c) (名称通り) 日常的教育・文化活動、コミュニケーションの拠点、と多機能的であった。このうち(c)の視角からの研究は、ドイツ本国で、ようやく1970年代後半から本格化する一方、日本では、1848/49年革命史との関連での労働運動史・手工業者史研究に比して、(c)の側面から1840年代の教育協会を論じた研究は、非常に少ないように見える。

報告では、当該期組織労働運動の重要な一側面、並びに「市民的公共」との関係性を考察していくため、教育協会最初期の教育活動及びそれを支える組織運営の実態に即し、当時教育、また公共的発言権や結社の自由等民主主義の基本的諸権利から実質的に排除されていた「下層民衆」が、それらの実現のためのモデル乃至は拠点となるべき結社を設立或いはそれに参加し、「公論」「市民的民主主義」に出会っていく、その過程と特徴について検討したい。

より具体的には、関連周辺諸事情も含め個別的に捉える必要から、今回はハンブルクの「労働者教育協会」の最初期(1845～48年)の状況に対象を限定し、創立過程、協会結成に際しての創設者の動機・理念、協会の活動内容、また結成直後に協会の協力(後援)者となった啓蒙的市民結社との関係について扱う。他方また、同協会の活動は、公表(承認)された内容に尽きるのではなく、当初より、言わば「表の」活動に飽き足らないグ

ループによる「地下活動」も、存在した。そして、警察当局による監視や「後援」団体への不満から、協会の完全独立・自由運営を求めて、そこでの議論は一層急進化する。こうした動きと「表の」活動との関係、また上記啓蒙市民結社や政府との間に緊張が高まっていく経過にも触れたいと思う。

4 第1次世界大戦前ドイツの自由主義左派と職員層

秋山千恵

世紀転換期ごろから、ドイツ自由主義陣営内で、自由主義が抱える脆弱性を克服して、ドイツ政治の民主化のために自ら活動主体になろうという動きが起こる。主に自由思想連合に所属していたこの活動の中心人物、バルト (Barth, Theodor 1849-1909)、ナウマン (Naumann, Friedrich 1860-1919)、ブライトシャイト (Breitscheid, Rudolf 1874-1944) 等は、自由主義の理念を新生させて、自由主義諸政党に集まる市民層を統一し、台頭する労働者階級および社会民主党と協力して、工業的に躍進するドイツ国家の民主化を推進しようとした。しかし、ビューロー・ブロックをめぐる問題で、自由思想連合の主流派やナウマンと、バルトやブライトシャイトとの意見の相違が明白となる。帝国結社法の言語条項についての賛否で、この対立は決定的なものとなり、ブライトシャイト等は、自由思想連合を脱退し、新たに民主連合 (Demokratische Vereinigung, 1908-1918) を創設する。

この民主連合は、その社会的基盤を職員層 (Angestelltenschaft) に求めた。当時、職員層をめぐる問題は、ドイツの政治・社会問題ともなっており、各政党は、自己の陣営に、この新しい階層に属する人々を引き入れようと努力していた。民主連合の中央幹部会のメンバーにも二人の職員が属していた。そのうちの一人リュージェマン (Lüdemann, Hermann 1880-1959) は1904年創設の技術=工業職員同盟 (Bund der technisch-industriellen Beamten) の幹部でもあった。そこで、彼らの発言に基づいて、民主連合に集まった職員の政治的・社会的要請を検討し、ブライトシャイト等が職員層の問題をどのように取り上げ、いかに自己の政治的問題と関連させていたのかを考え、自由主義左派内の民主連合創設という新しい動きと職員層が提示する諸問題がいかに関わっていたのかを探る。

現代史部会

報告者

- 1 安井 教浩 (明治大学)
- 2 上原 良子 (一橋大学)
- 3 星乃 治彦 (熊本女子大学)
- 4 中川 正紀 (一橋大学)

1 戦間期ポーランドの少数民族問題 (1919-1926)

安井 教 浩

一世紀余に及ぶ近隣三国の分割支配を経て、第一次世界大戦後に独立を回復したポーランド国家は、もはや広大な版図を誇った分割前の「共和国」の再現ではありえなかった。そして、新生ポーランド国家がまず直面したのは、国家の領土的輪郭をなす国境線画定の問題であったが、その最終的画定に至るまでには、西部国境をめぐるドイツ人との抗争、そして東部国境をめぐるウクライナ人やリトアニア人、あるいはソヴェト・ロシアとの紛争と戦争を経なければならなかった。結局、第二共和制ポーランドが国境線の最終的な国際的承認を得るには、西欧列強によってリガ条約に基づく東部国境が正式に認められた、1923年3月15日の「大使会議」をまたなければならなかったのである。

こうして国境が画定されたポーランド国家は、ウクライナ人、ユダヤ人、ドイツ人、リトアニア人、ベロルシア人などの非ポーランド人が住民の3分の1を占めるといふ多民族国家となった。この少数民族問題の処遇は、戦間期ポーランドにおける議会制民主主義の試金石ともいふべきものであったが、「ポーランド人の政府」であったポーランド政府が少数民族に対してとった姿勢は、概して少数民族をしてポーランド国家に抗う方向へと走らせることになった。その結果、少数民族問題は、ポーランドの議会制民主主義にとって、絶えず不安定要因として作用しつづけ、やがて1926年5月のピウスツキ元帥によるクーデタによって議会制民主主義が大きく躓く一因ともなった。

本報告では、クーデタ前、いわゆる戦間期ポーランドの「議会政治の時期」において、少数民族の問題が政党、議会で具体的にどのように論じられ、またポーランド政府がこの問題をいかに認識し、対処しようとしたのかを検討してみたい。

2 第2次大戦後のフランスとルール問題の展開

——マーシャル・プランからシューマンプランへ——

上原良子

第2次世界大戦後のフランスの統合政策には、従来様々な解釈が加えられてきた。国民国家の枠組を超越するといった理想主義的解釈、対独安全保障からの解釈、さらに合衆国が欧州の勢力均衡を図るためにマーシャル・プラン（欧州復興計画）により西欧統合を支援したという冷戦史観などがあげられる。しかし戦後復興の過程で西欧統合が着手されたとう指摘はされているものの、統合の実証的研究はまだ始められたばかりである。

フランスは、はたして欧州の資源の共同利用をうたった欧州石炭鉄鋼共同体構想を1950年に「突然」思いついたのであろうか。実際には、1943年に自由フランスが西欧連邦構想を選択して以来、官僚レベルでも戦後構想の一環としてこれに取り組んでいた。

ここで象徴的なのはジャン・モネの役割である。彼はECへ第1歩となった欧州石炭鉄鋼共同体を提唱したシューマン・プランを案出した欧州統合の発案者であるだけでなく、同時にモネ・プランの責任者でもあった。したがってフランスにとっての欧州統合は、理想主義の産物というよりも、その復興・近代化の達成と不可分に結びついていたように考えられる。つまり「欧州」、特に「ドイツ」はフランスの「大国願望」の実現にとって重要な位置をしめていたのではないだろうか。

今回の報告ではマーシャル・プランが以上のようなフランスの統合構想にいかなる影響を与えたのかを考察する。具体的にはドイツ重工業の中心地で欧州復興の推進力となった「ルール」の管理をめぐる問題を取り上げる。フランスの統合構想はドイツ問題の解決なしには実現不可能であった。だが、その対独政策はドイツの復興を盛り込んだマーシャル・プランによって大幅な修正を余儀なくされるのである。そこでシューマン・プランにつながるフランスのルール政策の展開と、その背後にあるフランスの対独政策の問題点「経済管理」などを明らかにしたい。

3 東ドイツにおける1953年6月17日事件

星 乃 治 彦

1953年6月17日、東ドイツ民衆は広範な民衆運動を展開した。たしかに、この事件はスターリン死後の時期にあって、1956年ハンガリー動乱に比べれば、「1日か2日のプロテストの性格は曖昧だし、議論の余地があるし、かつ短期間で終わったものの、とにかくいち早く起こった」(ニートハムマー)事件であった。

この事件に関しては、従来旧東西ドイツの間で、これが「人民蜂起」なのか、それとも「ファシストの一揆」か、という極めて政治的性格を帯びた議論が、ドイツ統一との絡みで展開されていた。しかし、89年の転換後にあって、この東ドイツ史上希有の民衆運動を、民衆史や社会主義史という観点から照射したらどうした像が結ぶだろうか、という問いは有効である。

こうした考察をしようとする際に、様々な意味で特殊な位置を占める東ベルリンは例として適切ではない。そこでここでとりあげるのは、運動の1中心地であったイエナ市である。イエナでの6月17日運動はツァイス南工場の見習い工のストライキからはじまった。彼ら労働者は南工場で集会をもった後、町の中心部へ向かってデモを展開し、その途中で他の経営へも運動への参加を訴えた。その際、初期の段階で先導隊の役割を果たしたのは若年層であった。しかし、その後運動の本体として登場してくるのは、戦前の労働運動の「伝統」を若干ながらも経験し、人民民主主義期の中心であった40歳代であった。

だが、運動が経営内から街頭に展開し、党組織の建物、警察、留置所等が襲撃の対象となるにおよび、運動の中心にいた主力部隊は次第に後退、離脱し、再び若年層が破壊活動の中心となっていく。こうした運動の主力の転換は、当時の写真やニュース映画からも窺うことができる。そして運動全体として浮かび上がってくるのは、プロテスト運動のポリフォニー状況であった。報告では、89年以降の新しい史料状況を背景に、以上の過程を追ってみたい。

4 メキシコ系アメリカ人の労働運動と宗教

——1965年の「ディレーノ・ストライキ」を事例として

中川正紀

1965年9月、カリフォルニア州カーン郡の小さな町ディレーノで、賃金引上げなどを求めたぶどう摘み労働者ストライキが起こった。このストはメキシコ系とフィリピン系の労働組合の連帯によるもので、全米各地からの人種・民族・宗教の違いを越えた広範な支援を集めたが、ディレーノ在の全てのぶどう栽培業者との契約締結まで5年近くを要した。

本報告では、ストライキの勝利に多大な貢献をした教会組織（プロテスタントおよびカトリックが中心）のスト以前の活躍に注目したい。もともと、メキシコ系人の間ではカトリックの影響が強かったため、農業労働者の団結権を求めその組織化を支援する活動組織（the Spanish Mission Band、1950～62年に活動）はカトリック教会の下で最初に設置された。しかし、栽培業者側にもカトリックが多くしばしば軋轢が生じ、わずか12年でSMBは活動停止に追い込まれる。一方、プロテスタント側は、1920年代に季節移動労働者の生活向上を主に目指す組織（the Migrant Ministry）を設置し全国的に活動範囲を広めてきていた。しかし、農業労働者に対する法的規制の改善を求めることから労働者自身の自決のための組織化を目指すことへとその活動方針が移るのは、50年代後半にカリフォルニア州のみを管轄するthe California Migrant Ministryが誕生してからのことである。そうした労働者組織化運動の延長線上にディレーノ・ストライキ推進組合the National Farm Workers' Associationとの協力関係の確立があり、それによりCMMが最初にスト支援を送る宗教団体となる。だが、スト開始後まもなく、プロテスタントに対抗意識を燃やすカトリック神父が司教の意向を無視して個人的にスト支援に乗り出すともなるのである。

最後に、本報告にみられる教会人・教会組織の貧困労働者への関わり方は、黒人公民権運動やラテンアメリカの解放の神学にその類似点を見出すことができるといえよう。

シンポジウム

帝国意識

報告者

木畑 洋一 (東京大学)

油井大三郎 (一橋大学)

杉本 淑彦 (静岡大学)

杉原 達 (大阪大学)

1 イギリス帝国主義と帝国意識

木 畑 洋 一

帝国意識の比較検討を行うこのシンポジウムでイギリスにおける帝国意識をとりあげるに際しては、次のような点に留意しつつ議論を進めたい。

まず第一は、時間的推移の中での帝国意識の変化である。以前『支配の代償』という本で20世紀の帝国意識を扱った際には、南アフリカ戦争からフォークランド戦争までを対象として帝国意識のあらわれを論じながらも、その一貫した面を強調するのみで、変化を検討することをしなかった。20世紀だけをとってみても、世紀転換期の帝国主義の最盛期から脱植民地化の時代にかけては、帝国意識を構成するさまざまな要素に変化がみられる。また、長期にわたって帝国を作り上げてきたイギリスの場合、19世紀までの時期にも帝国意識がどのような形をとり、いかなる変化をとげてきたかという点を考察することが、特に必要となる。とりわけ、帝国意識の根幹にある人種的差別意識の展開の様相、帝国支配と結びつくナショナリズムのあり方の変容などに着目しつつ、イギリスにおける帝国意識の変遷を巨視的に議論してみたい。

第二は、帝国主義世界体制の重層的な構造の中での帝国意識の発現の仕方である。これには、帝国支配関係における中心と周縁、さらに中心および周縁それぞれの内における支配層と被支配層、中心・周縁相互間の移住者といった諸要素間の関係が関わってくる。最も広大な帝国を支配したイギリスの場合は、大きな移住植民地の存在、アイルランドやインドの独特の位置など、帝国内諸地域の多様性が大きく、それが帝国意識にどのように反映したかという点も問われなければならない。

イギリスが帝国意識研究にとってもつ意味は大きく、国際比較に向けて役に立つ手がかりを提供することができれば、と考えている。

2 米国の帝国意識とアジア系移民

油井 大三郎

現在、世界は大きな転換期を迎え、国民国家間の相克ではなく、共存の知恵をいかにして生みだせるか、が切実な関心事となっている。それ故、現在の時点で「帝国意識」の歴史的な意味を論じる場合には、その形成過程だけではなく、その衰退や解体の可能性をも視野にいれて、検討する必要がある。そこで、本報告においては、米国におけるアジア系移民の排斥から統合の過程に注目しながら、米国における「帝国意識」の歴史的な特徴を検討してみたい。

かつてイギリスの植民地支配に抵抗して独立し、その建国の当初から共和主義の政治体制を採用してきた米国の歴史を「帝国」史として分析することは、それ自体、極めて論争的な営みである。もちろん、米国にも一貫した対外膨張の歴史があり、それと反植民地主義の伝統を少しでも矛盾なく説明するものとして「門戸開放帝国主義」や“Liberal Empire”などの概念が、主としてニューレフト的な外交史家によって1960年代いらい用いられてきた。

しかし、この場合の「帝国」性は、主として対外膨張の側面に注目して論じられたものだが、国内におけるマイノリティに対する差別についても「国内植民地」などの概念を用いて「帝国」性との関連が論じられてきた。それ故、米国史においては、この国内外の「帝国」性をいかにして統一的に把握するか、が重要な課題となる。

この報告においては、19世紀の半ばから流入し始めたアジア系移民が当初、「帰化不能外国人」として差別・排斥された原因、そして法的差別が第二次世界大戦中から直後期にかけて撤廃され、1960年代の公民権運動による文化多元主義の浸透などを通じて、今や「モデル・マイノリティ」とまで呼ばれるに至った過程の意味を検討してみたい。それによって、アジア系移民の「サクセス・ストーリー」といった一般的に流布されているイメージとは異なる米国における「帝国」性の問題点、さらには、近代的「国民国家」の陥穽が明らかになれば、と思っている。

3 フランスにおける帝国意識の形成と変遷

杉本 淑彦

フランスにおける帝国意識の主たる駆動力は、植民地有用感と、それを倫理的に正当化する「文明化の使命」感——フランス革命を産んだ自由で平等で友愛の文明国フランスは、遅れた野蛮は植民地原住民にそれら文明の諸価値を教える使命があり、一方植民地原住民はそのようなフランスの支配下において文明化を享受しフランスに感謝する——であった。フランス植民地の飛躍的拡張期（1880年代から第一次世界大戦まで）は、当時のフランス支配層が共和政を根付かせるべくフランス革命の集合的記憶を用いて国民の文化統合を押し進めた時期でもあった。「文明化の使命」論がフランス帝国意識の重要構成要素になったフランス史固有の事情は、おそらくそこにあるのだろう。

だが植民地に利害をもつ政官財界（Parti Colonial）の努力にもかかわらず、主に有用感の欠落のためにフランス国民は1920年代まで植民地に対してほとんど無関心であった。「文明化の使命」論が建前として「平和的」植民地拡張・統治論であるという事情もあり、植民地の拡張や防衛が問題になった際にも、好戦的愛国主義が国民の心を広くとらえることはなかった。30年代の経済恐慌も、アルジェリア征服百周年祭（1930年）やパリ植民地万博（1931年）などのプロパガンダ事業も、国民意識を大きく変えるにはいたらない。第二次世界大戦前、「文明化の使命」論は国民の間に広く浸透していたとしても、植民地の有用性については必ずしも国民的合意が得られていたわけではなかったのである。植民地関心の絶頂期は、敗戦と占領、解放を経た戦後期だと言われている。ではこの大戦中に、国民意識を大きく変容させる何が起こったのだろうか。

敗戦と占領の民族的辛苦は、フランス国内の被抑圧民族に思いをはせる契機をフランス国民に与える可能性を内包していた。しかし同時にそれはフランス国民に、①多くの物を失った自国の手元に残る価値ある物こそ植民地であるという思いを培い、②対独屈辱感や対米英劣等感の代償として優越願望の成就を植民地支配に求めさせ、③「野蛮」なドイツ（英米）像と対比させる形で「文明」的フランス像の自覚を深化させて植民地支配の

正当意識を育みかねないものでもあった。結局国民意識の主流は後者に流れ、大戦後のフランス国民は相次ぐ植民地紛争と戦争にのみこまれていく。

戦後の高度経済成長とECの発展によって植民地有用感が自壊し、加えて大半の植民地が独立したことで、1960年代以降、フランス国民の植民地・旧植民地関心は急速に低下した。しかし「文明化の使命」感は行き残り、そのなかの人種差別主義が現代フランス最大の社会問題であるイミグレ問題を生んでいる。

4 ドイツにおける帝国意識

——ショーヴィニズムとの関連で——

杉原 達

第一次世界大戦までのイギリス・フランスにおいても、また20世紀のアメリカにおいても、自国の政治・経済・社会・文化のあり方が、ニュアンスの違いはありつつも、それ自体として「普遍的なもの」であり、それゆえに他の民族や国家が同調するのは当然であるという考え方が存在していたように思われる。英米仏にみられたこうした「文明化の使命」は、たしかにドイツの対外膨張においても正当化の論理のひとつではあった。だがドイツは、強大な海軍力と経済力を背景に世界を席卷してきた歴史をもつわけでもなければ、自由と平等を求めた大革命の輝かしい伝統をもつわけでもなかった。ドイツの場合、国民国家の成立そのものが遅れただけでなく、帝国は、歴史的経緯から諸邦の連合体としてしかあり得ず、また一方でドイツ民族を領土外に持ちながらも、他方で非ドイツ民族を内包しており、文明を誇る帝国としての伝統や安定性を有していたのではなかったのである。それゆえ普遍的な「文明化の使命」論は、ドイツが低開発世界へ侵出する際、効果を有する局面はありつつも、列強と競合する時には、必ずしも十分に説得的な論理足り得なかったというべきであろう。

先行する列強諸国に遅れながらも、急速な工業化を通じて世界の政治経済の表舞台に登場し、主導的な役割の一端を担うに至り、更には自ら覇権国への道を歩もうとするようになったドイツにみられる「帝国意識」は、常に一方で先進イギリス・フランスに対する後進意識を伴った複雑な感情をもつと共に、他方ではヨリ遅れた対象に対しては英仏以上に先鋭的・攻撃的な態度をとるという二面性に支えられていたことが注目されねばならない。

報告者は、帝制期ドイツにおいて(1)国家への忠誠意識、(2)他民族や国内のマイノリティ諸集団に対する排外意識、そして(3)生活保守意識と結合した経済大国意識が、①政策担当者およびその周辺のレベル、②教育とメディアを軸としつつ多様なチャンネルを通じて不断に形成される社会意識のレベル、そして③民衆の日常生活のレベルという三層構造のそれ

ぞれにおいて、程度の差こそあれ徐々に形成されてくることに留意して、ショーヴィニズムという枠組みを構想してきたが、本報告では、ショーヴィニズムの観点からみて、上記の「帝国意識」という問題設定の意義と限界を問うような報告ができればと考えている。

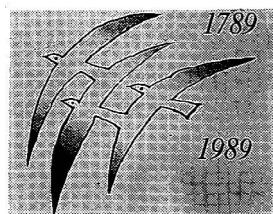
マイクロフィッシュ版

フランス革命250周年記念出版物
「フランス革命研究コレクション」遂に完結!

THE FRENCH REVOLUTION RESEARCH COLLECTION

The Comprehensive Archives of Contemporary Sources In 12 Sections

ca 1,000,000 pages on over 14,000 microfiche. ■セット特価 ¥14,300,000(税別)



当集成は、フランス革命200周年を記念して、フランス政府の全面的な支援のもと、英国パーガモン社が1989年に刊行を開始した史上最大、最良のフランス革命関連資料コレクションです。編集陣には、主幹のオックスフォード・ベイリヤル・カレッジのコリン・ルーカス教授をはじめ世界7カ国より第一級の研究者30余名を迎え、当時の新聞から研究書にいたる1,000,000頁以上をマイクロフィッシュにて複製しています。収録の文献、資料類はフランス国立図書館(Bibliothèque Nationale)をはじめとする文書館が所蔵する革命当時のオリジナルより直接複製され、そのほとんどがこの度初めて公開されたものです。この資料集成が、刊行開始以来3年8か月を経て、本年(1993年)6月に英国マイクログラフィックス社により、いよいよ完結されます。詳細カタログがございます。ご希望の際は、弊社本店ニューメディア部(Tel:03-3278-9211)までご請求下さい。

(MICRO GRAPHIX, GBR/日本総代理店:丸善)



【書籍雑誌事業部ニューメディア部】

〒103 東京都中央区日本橋 2-16-1 第三丸善ビル ☎(03)3278-9226(直通) Fax(03)3274-3235

Routledge/Thoemmes社の復刻企画

英国経済思想古典叢書

History of British Economic Thought

〔第1回配本〕

19世紀経済思想
19th Century Economics

1991年刊行 全6点
ISBN 1-85506-147-3 ¥100,800

R. Torrens

An Essay on Money and Paper Currency (1812)

John Wheatley

Remarks on Currency and Commerce (1803)

William Spence

Tracts on Political Economy (1822)

Thomas Chalmers

An Enquiry into the Extent and Stability of National Resources (1808)

John Ramsay McCulloch

Tracts (A Collection of Rare Essays and Pamphlets) (1825-1859) 他

〔第2回配本〕

17・18世紀経済思想
British 17th and 18th
Century Economic Thought

1992年刊行 全6点(8冊)
ISBN 0-415-08107-6 ¥156,820

Jeremy Bentham Defence of Usury (1787)

George Berkeley The Querist (1735-1737)

John Cary A Discourse on Trade (1745)

William Petty

Several Essays in Political Arithmetik (1755)

James Steuart

An Inquiry into the Principles of Political Economy (1770)

Robert Wallace

A Dissertation on the Numbers of Mankind (1753)

(注)表示の価格は税抜き価格です。消費税を3%別途申し受けます。

日本総代理店



株式会社 紀伊國屋書店

(新館) 〒156 東京都世田谷区桜丘 5丁目38番1号

お問い合わせ、カタログご請求は
弊社各営業所または下記へ
TEL (03)3439-0161 内線 444
FAX (03)3439-0839

ミヒヤエル・エンデ / ヨーゼフ・ボイス
丘沢静也訳

芸術と政治をめぐる対話
海老坂武著

思想の冬の時代に
—(東欧)、(湾岸)そして民主主義—

中村達也著

豊かさの孤独

中野利子

父 中野好夫のこと

〔NEW HISTORY〕
アラン・マクファーレン 常行・堀江訳

資本主義の文化 歴史人類学的考察

ジャック・ルゴフほか 二宮宏之編訳

歴史・文化・表象
—アナール派と歴史人類学—

エンデが彫刻家ボイスと現代の変革の方法を論じた対話。B6判定価一四〇〇円

世界の激動を巡る仏知識人との対話から描く民主主義の未来。B6判定価一三〇〇円

なぜ日本人は豊かさを実感できないのか。労働と消費の経済論。B6判定価一五〇〇円

父との葛藤から融和までを描く。知識人の風貌が彷彿とする。四六判定価二〇〇円

歴史人類学の成果に基づき、資本主義文化の全体像を提示。四六判定価一九〇〇円

日本での講演と対談によって描く新しい歴史学の現在。四六判定価一四〇〇円

東京千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店 定価は消費税込みです

◇ドイツ占領研究、統一問題、東ドイツ成立資料
◇ヴェールに包まれていた東ドイツ州議会の全容が初めて明らかにされる

好評発売中!!

ソ連占領地区と東ドイツの州議会議事録
1946—1952年

Sitzungsberichte und Verhandlungen der Landtage
der sowjetischen Besatzungszone und der DDR, 1946—1952

第1部: ザクセン州議会資料 全6巻
Akten und Verhandlungen des Sächsischen Landtags 1946—1952. 5 Bde. in 6. 1992
¥254,750

第2部: ザクセン=アンハルト州議会資料 全4巻
Akten und Verhandlungen des Landtags der Provinz Sachsen-Anhalt 1946—1952.
3 Bde. in 4. 1992.
¥137,620

第3部: テューリンゲン州議会資料 全6巻
Akten und Verhandlungen des Thüringer Landtags 1946—1952. 3 Bde. in 6. 1992.
¥276,250

第4部: ブランデンブルク州議会資料 全3巻
Akten und Verhandlungen des Landtags der Markbrandenburg 1946—1952. 3 Bde. 1992.
¥124,500

第5部: メクレンブルク=フォアポンメルン州議会資料 全4巻
Akten und Verhandlungen des Landtags von Mecklenburg-Vorpommern 1946—1952.
3 Bde. in 4. 1992.
¥140,370

日本総代理店 極東書店

東京都千代田区神田神保町2-12 安富ビル ☎03(3265)7531 FAX(3265)4656 ☎101-91
大阪市北区西天満2-10-2 幸田ビル ☎06(362)5515 FAX(362)8882 ☎530
京都市中京区麩屋町通丸太町下る 井口ビル ☎075(231)2093 FAX(231)3859 ☎604
福岡市中央区西中洲12番13号 樋口ビル ☎092(751)6956 FAX(741)0821 ☎810

高山 博

A 5判 / 一二三六〇円 (税込)

中世地中海世界と シチリア王国

地中海三大文化圏(ラテン・キリスト教、ギリシャ・ビザンツ、アラブ・イスラム)の境界に位置し、三文化を共存させたノルマン・シチリア王国——一次史料を基にその行政制度および統治構造の变化を追究し「神秘の中世王国」の実像に迫った一級の労作である。

A 5判 / 四九四四円 (税込)

掠奪の法観念史

山内 進

A 5判 / 一〇〇九四円 (税込)

フランス中世政治権力構造の研究

渡辺 節夫

柴田三千雄
〈歴史学選書9〉 四六判 / 二二六六円 (税込)

パリのフランス革命

遅塚 忠躬

☆復刊 A 5判 / 五九七四円 (税込)

ロベスピエールとドリヴィエ

フランス革命の世界史的的位置

A 5判 / 四七三八円 (税込)

兵士の革命:1918年ドイツ

木村 靖二

A 5判 / 一五四五〇円 (税込)

法の修練

デニング / 内田力蔵訳
〒113 東京都文京区本郷7 東大構内
目録呈 03(3811)8814

東京大学出版会

■ドイツ労働史・経済史・経営史・社会史

〈リプリント版〉

ドイツ工場監督官年次報告

1876—1937 / 38年

Jahres-Berichte der Fabriken-Inspektoren.

Jg. 1876—1937/38.

Photostatic-Reprint. Cloth Bound. 1989.

Set ¥3,150,000

(日本総代理店: ナウカ株式会社)

ナウカ重要学術文献目録1992 / 1993 Catalogue No. G-135

社会科学・人文科学の雑誌・紀要・年報のバックナンバー。約6000点収録。

ナウカ

株式会社

本社・営業部

東京都豊島区南池袋 2-30-19 ☎171

TEL (03) 3981-5261 (代) 振替 東京 7-80147

FAX (03) 3981-5313